

【表1】条例の制定状況〈包括外部監査〉

| 都道府県名 | 条例施行 年度 | 条例により定めている監査の対象 | | | | |
|-------|------------|-----------------|------|-----------|-----------|----------|
| | | 財政援助団体 | 出資団体 | 借入金元利保証団体 | 公有地信託の受託者 | 公の施設の管理者 |
| 北海道 | 10 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 青森県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 岩手県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 宮城県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 秋田県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 山形県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 福島県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 茨城県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 栃木県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 群馬県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 埼玉県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 千葉県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 東京都 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 神奈川県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 新潟県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 富山県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 石川県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 福井県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 山梨県 | 10 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 長野県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 岐阜県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 静岡県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 愛知県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 三重県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 滋賀県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 京都府 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 大阪府 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 兵庫県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 奈良県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 和歌山県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 鳥取県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 島根県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 岡山県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 広島県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 山口県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 徳島県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 香川県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 愛媛県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 高知県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 福岡県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 佐賀県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

| 都道府県名 | 条例施行年度 | 条例により定めている監査の対象 | | | | |
|-------|--------|-----------------|------|-----------|-----------|----------|
| | | 財政援助団体 | 出資団体 | 借入金元利保証団体 | 公有地信託の受託者 | 公の施設の管理者 |
| 長崎県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 熊本県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 大分県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 宮崎県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 鹿児島県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 沖縄県 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 都道府県計 | - | 47 | 47 | 47 | 47 | 47 |

| 指定都市名 | 条例施行年度 | 条例により定めている監査の対象 | | | | |
|-------|--------|-----------------|------|-----------|-----------|----------|
| | | 財政援助団体 | 出資団体 | 借入金元利保証団体 | 公有地信託の受託者 | 公の施設の管理者 |
| 札幌市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 仙台市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| さいたま市 | 15 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 千葉市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 横浜市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 川崎市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 相模原市 | 13 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 新潟市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 静岡市 | 15 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 浜松市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 名古屋市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 京都市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 大阪市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 堺市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 神戸市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 岡山市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 広島市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 北九州市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 福岡市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 指定都市計 | - | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 |

| 中核市名 | 条例施行年度 | 条例により定めている監査の対象 | | | | |
|------|--------|-----------------|------|-----------|-----------|----------|
| | | 財政援助団体 | 出資団体 | 借入金元利保証団体 | 公有地信託の受託者 | 公の施設の管理者 |
| 函館市 | 17 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 旭川市 | 12 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 青森市 | 18 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 盛岡市 | 16 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 秋田市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 郡山市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| いわき市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 宇都宮市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 前橋市 | 21 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 高崎市 | 23 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 川越市 | 15 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 船橋市 | 15 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 柏市 | 20 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 横須賀市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

| 中核市名 | 条例施行 年度 | 条例により定めている監査の対象 | | | | |
|------|------------|-----------------|------|-----------|-----------|----------|
| | | 財政援助団体 | 出資団体 | 借入金元利保証団体 | 公有地信託の受託者 | 公の施設の管理者 |
| 富山市 | 17 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 金沢市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 長野市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 岐阜市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 豊橋市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 岡崎市 | 15 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 豊田市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 大津市 | 21 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 高槻市 | 15 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 東大阪市 | 17 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 姫路市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 尼崎市 | 21 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 西宮市 | 20 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 奈良市 | 14 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 和歌山市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 倉敷市 | 12 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 福山市 | 11 | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 下関市 | 17 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 高松市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 松山市 | 12 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 高知市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 久留米市 | 20 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 長崎市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 熊本市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 大分市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 宮崎市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 鹿児島市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 中核市計 | - | 41 | 41 | 41 | 39 | 41 |

| 市区町村名 | 条例施行 年度 | 条例により定めている監査の対象 | | | | |
|---------|------------|-----------------|------|-----------|-----------|----------|
| | | 財政援助団体 | 出資団体 | 借入金元利保証団体 | 公有地信託の受託者 | 公の施設の管理者 |
| 埼玉県所沢市 | 22 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 東京都港区 | 13 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 東京都江東区 | 20 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 東京都大田区 | 17 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 東京都世田谷区 | 16 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 東京都荒川区 | 13 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 東京都八王子市 | 11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 東京都町田市 | 19 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 岐阜県瑞穂市 | 22 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 大阪府枚方市 | 18 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 大阪府八尾市 | 14 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 島根県出雲市 | 23 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 市区町村計 | - | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |

| 区分 | 条例により定めている監査の対象 | | | | |
|---------|-----------------|------|-----------|-----------|----------|
| | 財政援助団体 | 出資団体 | 借入金元利保証団体 | 公有地信託の受託者 | 公の施設の管理者 |
| 都道府県 | 47 | 47 | 47 | 47 | 47 |
| 指定都市 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 |
| 中核市 | 41 | 41 | 41 | 39 | 41 |
| その他市区町村 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 総計 | 119 | 119 | 119 | 117 | 119 |

【表 1 - 2】 包括外部監査を導入した理由

| 市区町村名 | 包括外部監査を導入した理由 |
|---------|--|
| 埼玉県所沢市 | 外部からの視点により課題を掘り起こし改善を行うことにより厳正な行政運営につなげる目的、また困難な課題についても外部監査に期待するため。 |
| 東京都港区 | 区政の透明性、公正性の一層の確保のため。 |
| 東京都江東区 | 監査機能の強化及び住民の信頼確保ため。 |
| 東京都大田区 | 区政運営の透明性の向上を図るため。 |
| 東京都世田谷区 | 現行の監査機能を強化し、区政の透明性や信頼性をより一層高めるため。 |
| 東京都荒川区 | 財務管理、事業の経営管理等に関する専門的な知識を有する外部者に専門的な見地から監査を実施させることにより、監査機能の充実を図り、より一層の区政運営の効率化及び合理化に資することを目的としたため。 |
| 東京都八王子市 | 監査の独立性・専門性を高め、監査機能を一層の充実、強化を図るため。 |
| 東京都町田市 | 市政運営に対するチェック機能を強化し、市政の透明性の向上を図るため。 |
| 岐阜県瑞穂市 | 監査体制の強化を図り、透明性、公平性を確保するため。 |
| 大阪府枚方市 | 地方分権の推進に当たって、地域主権を目指す自治体にふさわしい自己決定、自己責任を果たすためのチェック機能を強化するという観点から、現行の監査委員制度を補完するものとして包括外部監査制度を導入した。 |
| 大阪府八尾市 | 地方分権の推進にあたって、監査機能の独立性、専門性、透明性、客観性の強化を図ることにより、監査委員監査制度の活性化と監査機能に対する市民の信頼性を高めるために外部監査制度を導入。 |
| 島根県出雲市 | 地方分権の推進に対応した行政体制の整備と適正な予算執行を確保すること及び市における監査機能の専門性を強化するために制定。 |

【表2】 包括外部監査契約の締結状況

| 都道府県名 | 契約の期間の始期 |
|-------|------------|
| 北海道 | 平成23年4月1日 |
| 青森県 | 平成23年4月1日 |
| 岩手県 | 平成23年4月1日 |
| 宮城県 | 平成23年4月8日 |
| 秋田県 | 平成23年4月1日 |
| 山形県 | 平成23年4月1日 |
| 福島県 | 平成23年4月1日 |
| 茨城県 | 平成23年4月1日 |
| 栃木県 | 平成23年4月1日 |
| 群馬県 | 平成23年4月1日 |
| 埼玉県 | 平成23年4月1日 |
| 千葉県 | 平成23年4月1日 |
| 東京都 | 平成23年4月1日 |
| 神奈川県 | 平成23年4月1日 |
| 新潟県 | 平成23年4月1日 |
| 富山県 | 平成23年4月1日 |
| 石川県 | 平成23年4月1日 |
| 福井県 | 平成23年4月1日 |
| 山梨県 | 平成23年4月19日 |
| 長野県 | 平成23年4月1日 |
| 岐阜県 | 平成23年4月1日 |
| 静岡県 | 平成23年4月1日 |
| 愛知県 | 平成23年4月1日 |
| 三重県 | 平成23年4月1日 |
| 滋賀県 | 平成23年4月1日 |
| 京都府 | 平成23年4月1日 |
| 大阪府 | 平成23年4月1日 |
| 兵庫県 | 平成23年4月1日 |
| 奈良県 | 平成23年4月1日 |
| 和歌山県 | 平成23年4月1日 |
| 鳥取県 | 平成23年4月7日 |
| 島根県 | 平成23年4月1日 |
| 岡山県 | 平成23年4月1日 |
| 広島県 | 平成23年4月1日 |
| 山口県 | 平成23年4月1日 |
| 徳島県 | 平成23年4月1日 |
| 香川県 | 平成23年4月1日 |
| 愛媛県 | 平成23年4月1日 |
| 高知県 | 平成23年4月1日 |
| 福岡県 | 平成23年4月8日 |

| | |
|--------------|-----------------|
| 佐賀県 | 平成23年4月1日 |
| 都道府県名 | 契約の期間の始期 |
| 長崎県 | 平成23年4月1日 |
| 熊本県 | 平成23年4月1日 |
| 大分県 | 平成23年4月1日 |
| 宮崎県 | 平成23年4月1日 |
| 鹿児島県 | 平成23年4月1日 |
| 沖縄県 | 平成23年4月1日 |
| 都道府県計 | - |

| | |
|--------------|-----------------|
| 指定都市名 | 契約の期間の始期 |
| 札幌市 | 平成23年4月1日 |
| 仙台市 | 平成23年4月1日 |
| さいたま市 | 平成23年4月1日 |
| 千葉市 | 平成23年4月1日 |
| 横浜市 | 平成23年4月1日 |
| 川崎市 | 平成23年4月1日 |
| 相模原市 | 平成23年4月1日 |
| 新潟市 | 平成23年4月1日 |
| 静岡市 | 平成23年4月1日 |
| 浜松市 | 平成23年4月1日 |
| 名古屋市 | 平成23年5月9日 |
| 京都市 | 平成23年4月1日 |
| 大阪市 | 平成23年4月1日 |
| 堺市 | 平成23年4月1日 |
| 神戸市 | 平成23年4月1日 |
| 岡山市 | 平成23年4月1日 |
| 広島市 | 平成23年4月1日 |
| 北九州市 | 平成23年4月1日 |
| 福岡市 | 平成23年4月1日 |
| 指定都市計 | - |

| | |
|-------------|-----------------|
| 中核市名 | 契約の期間の始期 |
| 函館市 | 平成23年4月1日 |
| 旭川市 | 平成23年4月1日 |
| 青森市 | 平成23年4月1日 |
| 盛岡市 | 平成23年4月1日 |
| 秋田市 | 平成23年4月1日 |
| 郡山市 | 平成23年4月1日 |
| いわき市 | 平成23年4月1日 |
| 宇都宮市 | 平成23年4月1日 |

| | |
|-------------|-----------------|
| 前橋市 | 平成23年4月1日 |
| 高崎市 | 平成23年4月1日 |
| 中核市名 | 契約の期間の始期 |
| 川越市 | 平成23年4月1日 |
| 船橋市 | 平成23年4月1日 |
| 柏市 | 平成23年4月1日 |
| 横須賀市 | 平成23年4月1日 |
| 富山市 | 平成23年4月1日 |
| 金沢市 | 平成23年4月1日 |
| 長野市 | 平成23年4月1日 |
| 岐阜市 | 平成23年4月1日 |
| 豊橋市 | 平成23年4月1日 |
| 岡崎市 | 平成23年4月1日 |
| 豊田市 | 平成23年4月1日 |
| 大津市 | 平成23年4月1日 |
| 高槻市 | 平成23年4月1日 |
| 東大阪市 | 平成23年4月1日 |
| 姫路市 | 平成23年4月1日 |
| 尼崎市 | 平成23年4月1日 |
| 西宮市 | 平成23年4月1日 |
| 奈良市 | 平成23年4月1日 |
| 和歌山市 | 平成23年4月1日 |
| 倉敷市 | 平成23年4月1日 |
| 福山市 | 平成23年4月1日 |
| 下関市 | 平成23年4月1日 |
| 高松市 | 平成23年4月1日 |
| 松山市 | 平成23年4月1日 |
| 高知市 | 平成23年4月1日 |
| 久留米市 | 平成23年4月1日 |
| 長崎市 | 平成23年4月1日 |
| 熊本市 | 平成23年4月1日 |
| 大分市 | 平成23年4月1日 |
| 宮崎市 | 平成23年4月1日 |
| 鹿児島市 | 平成23年4月1日 |
| 中核市計 | - |

| | |
|--------------|-----------------|
| 市区町村名 | 契約の期間の始期 |
| 埼玉県所沢市 | 平成23年4月1日 |
| 東京都港区 | 平成23年4月1日 |
| 東京都江東区 | 平成23年6月3日 |
| 東京都大田区 | 平成23年4月1日 |
| 東京都荒川区 | 平成23年7月4日 |

| | |
|--------------|-----------------|
| 東京都八王子市 | 平成23年4月1日 |
| 東京都町田市 | 平成23年4月1日 |
| 岐阜県瑞穂市 | 平成23年4月1日 |
| 市区町村名 | 契約の期間の始期 |
| 大阪府枚方市 | 平成23年4月1日 |
| 大阪府八尾市 | 平成23年7月1日 |
| 島根県出雲市 | 平成23年7月5日 |
| 市区町村計 | - |

(単位：団体)

| 区分 | 平成23年4月1日 | 左以外の日 |
|-----------|------------|----------|
| 都道府県 | 43 | 4 |
| 指定都市 | 18 | 1 |
| 中核市 | 41 | 0 |
| その他市区町村 | 7 | 4 |
| 総計 | 109 | 9 |

【表3】 包括外部監査人の資格等

(注) ②は連続して2回、③は連続して3回、同一の者と契約を締結していることを示す。

| 都道府県名 | 弁護士 | 公認会計士 | 実務精通者 | 税理士 | 当該包括外部監査人を選定した理由 |
|-------|-----|-------|-------|-----|---|
| 北海道 | | | | ② | 包括外部監査人資格者団体からの推薦を踏まえて選定している。また、選任の期間については、同一資格者につき2年間を目途としていることから、同一の者を選任した。 |
| 青森県 | | ○ | | | ①包括外部監査人補助者を経験するなど、財務監査事務に精通していること。 ②日本公認会計士協会東北会青森県会から最適者として推薦を受けていること。 |
| 岩手県 | | ○ | | | 公募を実施し、選考評価基準に基づき評価した結果、効率的かつきめ細かな監査、本県の状況を踏まえた監査テーマの選定等が期待できると判断したこと。 |
| 宮城県 | | ② | | | 本県から公認会計士協会東北会宮城県会へ依頼し、推薦された公認会計士のため。 |
| 秋田県 | | ② | | | 事務処理上の内部取り決めにより、原則2カ年度継続して同一人と契約を締結することとしており、H23年度は前年度と同一人を選任した。 |
| 山形県 | | ② | | | 日本公認会計士協会東北会山形県会から推薦された者であること、平成22年度包括外部監査が円滑に実施されたことから選定。(監査にあたっての官庁の会計制度に対する知識や経験の必要性も考慮し、原則として3年毎に監査人を選定) |
| 福島県 | | ② | | | 日本公認会計士協会東北会に選定基準を示した上で最適者の推薦を依頼した結果、推薦があったため。(前年度と同じ者である理由も同様) |
| 茨城県 | | ○ | | | (選定理由) ・各種団体から推薦された適任者であるため。 (別の者の理由) ・前年度の者との契約が3回連続であったため。 |
| 栃木県 | | ○ | | | 当該監査人は、包括外部監査人補助者を2年間、県内他自治体の包括外部監査人補助者を3年間務めており、地方行政の組織、財務管理、事業の経営管理並びに外部監査制度に精通していることから、監査人がこれまでに蓄積したノウハウにより、適正かつ実効性ある包括外部監査の実施が期待できる。 |
| 群馬県 | | ② | | | 総務省において検討されている新公会計制度の導入を見据え、県有資産の適正な管理及び評価の必要性が高まるという問題意識から、平成22年度の監査テーマを「公有資産の管理に関する事務の執行について」にするとともに、現地調査・ヒアリングを徹底して行う(54所属、138物件)など「現場主義」により監査を実施しているため。 |
| 埼玉県 | | ② | | | 平成22年度の包括外部監査人は公認会計士としての実務経験と新日本監査法人さいたま事務所長としてのリーダーシップ、経験豊富な9名の補助者と組織的な監査の実施が期待されたため選定された。 平成23年度は県の選定方針で原則2年としていることから、前年度と同一の者を選定した。 |
| 千葉県 | | ② | | | 当該監査人は平成22年度から本県の包括外部監査人であり、監査の実施を通じて、本県の重要施策及び財政状況等について十分な知識と問題意識を得たものと考えられ、継続的に監査を行っていただくことにより、効率的・効果的な監査の実施が期待されるため。 |

| 都道府県名 | 弁護士 | 公認会計士 | 実務精通者 | 税理士 | 当該包括外部監査人を選定した理由 |
|-------|-----|-------|-------|-----|--|
| 東京都 | | ○ | | | <p>地方自治法第252条の36の規定に基づき、連続して4回契約できないため、前年度とは別の者を選定した。</p> <p>都では、包括外部監査が財務に関する監査を主体としていることや、平成18年度から複式簿記、発生主義会計を導入していることを考慮し、財務書類の監査に精通している公認会計士を包括外部監査人として選任している。</p> <p>当該包括外部監査人を選定した理由は、公認会計士としての豊富な実績を有するとともに、政令指定都市の包括外部監査人を3年間務めるなど、包括外部監査制度が導入された平成11年度から現在に至るまで、複数の自治体において包括外部監査の実務携わった経験を有しているため、これまでの経験と実績から培われた知識や手法を活用することにより、効率的で効果的な監査の実施が期待できると考え選定した。</p> |
| 神奈川県 | | | | ○ | <p>弁護士会、公認会計士協会及び税理士会に候補者の推薦を依頼し、資格要件を確認するとともに、会議により検討のうえ、選定したものの。</p> |
| 新潟県 | | ○ | | | <p>当県では、同一の外部監査人は2年までとしており、隔年で、新潟県弁護士会及び日本公認会計士協会東京会新潟県会から候補者の推薦を受け、企画書を内部委員会で検討し、外部監査人を選定している。</p> |
| 富山県 | | ○ | | | <p>公認会計士として一部上場企業等の監査に携わるなど実務家として相当期間の実績があるほか、行政運営に関し優れた識見を有すると認められる者を選定した。</p> |
| 石川県 | | ○ | | | <p>複式簿記に精通しており、公営企業会計の財務監査にも対応可能であることから、公認会計士を選任。</p> <p>連続して4回同一の者と契約できないため、公認会計士協会からの推薦で、新たに当該監査人を選任。</p> |
| 福井県 | | ○ | | | <p>前年度の包括外部監査人が連続契約3回目であったため、弁護士会、公認会計士会、税理士会に推薦を依頼し、選任した。</p> |
| 山梨県 | | ② | | | <p>①1年目の監査を精力的に実施していること。 ②1年目のノウハウの蓄積が活用できること。</p> |
| 長野県 | | ② | | | <p>外部監査人の法的要件である公認会計士・税理士の資格を有し、豊富な監査実績があり、民間企業監査における専門的な監査知識を県の財務監査に活用できるとともに、幅広い人のつながりにより、監査に必要な専門性の高い補助者の確保が容易である。</p> |
| 岐阜県 | | ② | | | <p>①実施方針や組織力、平成22年度の実績を評価したこと。 ②継続的に実施することにより、効率的・効果的な監査の実現が期待されること。</p> |
| 静岡県 | | ○ | | | <p>公認会計士としての14年の実務経験や、日本公認会計士協会役員の実験から、優秀な包括外部監査人補助者を選任することが可能であること、また、平成17年度から19年度まで包括外部監査人補助者を務めており、県の行政システムを熟知している点から選定した。</p> |
| 愛知県 | ② | | | | <p>前年度の報告書の内容が有益なものであり、経験を重ねることにより一層充実した監査が期待できるため。</p> |

| | | | | | |
|-------|-----|-------|-------|-----|--|
| 三重県 | | ○ | | | 財務執行の正確性・合規性はもとより事務事業の経済性・有効性・効率性の観点から監査経験豊富な公認会計士が最適と考え、日本公認会計士協会東海会に推薦依頼を行い、候補者について選任基準に基づいた面接を実施し、補助者の確保、監査課題に対する汎用性・柔軟性・情報収集能力等を評価して選定した。 |
| 都道府県名 | 弁護士 | 公認会計士 | 実務精通者 | 税理士 | 当該包括外部監査人を選定した理由 |
| 滋賀県 | | ○ | | | 前年度の包括外部監査人が3回連続契約した者であったため、平成22年12月に庁内の「包括外部監査人候補者選任のための検討会議」において、6人の候補者の中から最適者として選定した。 |
| 京都府 | | ○ | | | 前年度監査人が3年連続契約となったことに伴い、新たに選任。民間法人の監査事務を生業とし、財務面の専門知識に優れていることに加え、公的部門における活動実績や、補助者経験が豊富であり行政運営の状況や包括外部監査制度の趣旨等を熟知していることから、複数の候補者から選任。 |
| 大阪府 | | ○ | | | 公認会計士として知識・経験が豊富であり、日本公認会計士協会近畿会からの推薦もあったことから、契約の相手方として適任であると判断したもの。 |
| 兵庫県 | | ○ | | | 当該外部監査人の所属する監査法人は公会計部門を有しており、公会計への理解が高いこと及び県内最大手の監査法人であり、組織的に監査を行う上での補助者数を十分確保できることから、専門的効率的な監査が期待できるため。 |
| 奈良県 | | ○ | | | ①平成22年度に日本公認会計士協会近畿会の協力を得て候補者を公募し、プレゼン等を実施して最も評価点の高かった候補者を選定した。 ②地方自治法の規定により「包括外部監査対象団体は、連続して4回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならない。」とされていることに基づく。 |
| 和歌山県 | | ○ | | | 当県の包括外部監査人選定委員による審査を実施した結果、包括外部監査に係る実務経験や専門知識等が豊富にあり、人柄等が誠実である人物を選定。 |
| 鳥取県 | | | | ② | 前年度の包括外部監査において適切に監査を行っていただいたことから前年度に引き続き選定したもの。 |
| 島根県 | | ② | | | 弁護士と公認会計士を2年ごとに交代することを慣例としており、人選にあたっては、毎年度該当の団体(弁護士会、公認会計士協会)に推薦依頼している。 |
| 岡山県 | ③ | | | | 熱意を持って事務事業調査や現地調査に相当日数をかけて監査しており、本人も引き続き包括外部監査を実施することに意欲を持っている。 |
| 広島県 | | | | ○ | 広島県では、包括外部監査人は、弁護士、公認会計士、税理士の順に選任し、同一人と2年(2回)続けて契約締結することとしている。平成23年度は税理士を選任する年に当たり、中国税理士会から推薦を受け、適性を審査したうえで選任した。 |
| 山口県 | | ○ | | | ①財務について高度な専門的知識、経験を有し、監査業務を専門にしている公認会計士から選定した。 ②その専門性から費用対効果の意識や企業会計手法を取り入れた行財政運営に関する監査が期待できる。 ③平成20年度から平成22年度まで包括外部監査人補助者として包括外部監査に携わり、同監査に精通している。 ④連続して4回の契約ができないことから別の者となった。 |

| 都道府県名 | 弁護士 | 公認会計士 | 実務精通者 | 税理士 | 当該包括外部監査人を選定した理由 |
|-------|-----|-------|-------|-----|--|
| 徳島県 | ○ | | | | 本県では、監査委員に公認会計士を選任しており、監査機能全体で多様な専門分野の視点を確保する観点から、外部監査制度導入以来、継続して弁護士を選任している。 また、外部監査制度を十分機能させるため、同じ者を3年程度継続して選任しており、平成23年度は別の者を選任するタイミングであった。 |
| 香川県 | | ○ | | | 日本会計士協会四国会からの推薦。 |
| 愛媛県 | | ○ | | | 前年度監査人が3年連続契約となるため、県の提示する委託料で監査人を希望する候補者の中から、次の理由により選定。 (①年齢、②公認会計士としての経験年齢、③過去の包括外部監査人の経験、④他の委員会等での実績、⑤他の公的団体での役職) |
| 高知県 | ○ | | | | 前年度は公認会計士で3回連続であったため、違った視点での監査を期待し高知弁護士会から推薦を受けた者を選定。 |
| 福岡県 | | ○ | | | 県では、公会計や県行政運営上の課題などに対する理解を深めつつ、より効率的で効果的な監査を行うため、頻繁に外部監査人が交代することを避け、地方自治法の上限である3年間は同一の者と契約しているが、前監査人は22年度が3年目であったため、23年度は新たな者を選任。日本公認会計士協会の推薦を得た複数人の候補者について、経歴、実績、提出された提案書の提案内容等を総合的に判断した結果、効率的行政運営に関し最も優れた識見を有すると認められたため。 |
| 佐賀県 | | ② | | | 平成11年度から平成21年度までの11年間は包括外部監査人の補助者として、平成22年度からは包括外部監査人として積極的に業務に取り組み、県の行政組織、財務等の概要及び県の仕組み・実状等、外部監査に必要な知識・経験を積まれている。 |
| 長崎県 | | ○ | | | 平成20～22年度の監査人が同一で3年連続となったため、別の者を県公認会計士協会の推薦により選任した。 |
| 熊本県 | | ② | | | 財政健全化に取り組んでいくうえで、財政面からの監査が必要であり、「公認会計士」が本監査を遂行するのに適した資格であり、包括外部監査人は本県の行財政等に精通し、監査の遂行に必要な識見を有している。 |
| 大分県 | | ② | | | 外部監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を内容とする財務監査であることから、民間企業の監査や企業会計に見識ある公認会計士を選定した。前年度の監査の実施状況や監査実施の効率性等考慮して同一者とした。 |
| 宮崎県 | | ○ | | | 前年度が3回連続となったため別の者となった。 |
| 鹿児島県 | | ○ | | | 前年度の包括外部監査人と3年連続で契約したため、日本公認会計士協会南九州会鹿児島県部会から推薦のあった者の中から、経歴等を勘案し、選定した。 |
| 沖縄県 | | ○ | | | 公認会計士として、沖縄県行政改革懇話会の専門委員など多くの公的活動に従事するほか、平成17年度から平成19年度までの3年間、包括外部監査補助者として携わった実績を踏まえ、日本公認会計士協会沖縄会が推薦していることも併せて平成23年度の包括外部監査人とする。 |
| 都道府県計 | 4 | 39 | 0 | 4 | — |

| 指定都市名 | 弁護士 | 公認会計士 | 実務精通者 | 税理士 | 当該包括外部監査人を選定した理由 |
|-------|-----|-------|-------|-----|---|
| 札幌市 | | ○ | | | 日本公認会計士協会北海道会から推薦があった者であり、公認会計士としての経験が長く、また、公会計制度に精通していることから、高度で専門的な監査を実施することが期待できるため。 |
| 仙台市 | | ○ | | | <p>包括外部監査人は地方自治法第252条の28の規定により、「普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者」であって、弁護士、公認会計士等の資格を有する者と契約を締結することとされているが、本市においては、制度導入当初より、公認会計士法第2条第1項の規定により財務に係る監査を業として独占的に行うこととされている公認会計士が、監査業務に最も精通しており、包括外部監査人として相応しいものと判断してきた。</p> <p>新たな監査人については、日本公認会計士協会東北会に対して、候補者の推薦依頼をし、推薦された候補者について面談を行った結果、面談者全員から監査人として適格であると評定を得たことにより選任したものである。</p> <p>※包括外部監査契約に関しては、地方自治法第252条の36第1項の規定により、毎会計年度契約締結しなくてはならないが、同第3項により同一の者と連続して4回契約を締結してはならない旨規定されており、本市においては平成20・21・22年度の3回にわたり同一の者と契約を締結してきたことから、平成23年度は新たな者と当該契約を結ぶ必要があった。</p> |
| さいたま市 | | ③ | | | 行財政運営に関し必要な優れた知識を有し、十分な経験、実績がある。また、同監査人による平成21年度、22年度の取り組みは、誠実、丁寧であり、引き続き行った場合、市の実情把握、前年までの経験等から、前年以上の効果的な監査が期待できること。 |
| 千葉市 | | ○ | | | <p>以下の理由から当該監査人を選考した。</p> <p>①包括外部監査人室での執務に支障がないこと ②包括外部監査に専従できること ③合规性だけでなく、有効性、効率性等にも着眼した監査が実施できることが見込めること。</p> |
| 横浜市 | | ③ | | | 平成21年度の横浜市外部監査人候補者選定委員会で、関係団体からの推薦を受けた者の中から厳正な選考を経て選任されているため。 |
| 川崎市 | | ○ | | | <p>(前年度と別の者とする理由)</p> <p>本市においては、平成11年度から平成16年度まで結果的に連続3回までとして、同一の者と契約してきたところですが、地方公共団体の事務を外部の目でチェックするという包括外部監査制度の趣旨を考慮するとともに、社会情勢の変化が非常に速いこと、行政の透明性をさらに確保すること等を勘案して、より多くの包括外部監査人に多角的に監査してもらおうことが望ましいとの考えのもと、平成17年度以降は連続2回までとして運用しているところ です。</p> <p>(選定した理由)</p> <p>①公会計全般にわたる豊富な知識と経験を有しており、効果的・効率的な監査が可能であること。 ②本市のような大規模な監査対象を監査するには、監査人単独では実施が困難であり、監査業務に精通した補助者を一定数確保していること。 ③工事監査やシステム監査等への対応が必要となった場合、専門的な知識・経験を有する者の応援体制がとれること。</p> |

| 指定都市名 | 弁護士 | 公認会計士 | 実務精通者 | 税理士 | 当該包括外部監査人を選定した理由 |
|-------|-----|-------|-------|-----|---|
| 相模原市 | | ② | | | ①包括外部監査人に求める専門性、監査委員に就任している弁護士との役割分担等を総合的に判断し、公認会計士の職種を選挙。 ②日本公認会計士協会東京会神奈川県会からの推薦。 ③平成22年度の監査結果、監査対象課への対応等を評価し再任。 |
| 新潟市 | | ○ | | | 平成11年度の制度導入から「公認会計士」と「弁護士」を3年ごとに交互に選任している。平成23年度は、日本公認会計士協会東京会新潟県会に推薦を依頼して決定した。 |
| 静岡市 | | ② | | | 前年度、本市の包括外部監査人として実務を経験するなど、外部監査に必要となる豊富な経験を有しており、高度で専門的な監査を実施することが期待できるため。 |
| 浜松市 | ○ | | | | 専門分野から法律的視点にたった監査を実施するため、弁護士を監査人に選定した。 |
| 名古屋市 | | ② | | | 監査を組織的に実施し今後も熱心な取り組みが期待でき、また、複雑多岐にわたる本市の事務を適切に監査するため同一の監査人と複数年にわたって契約することが望ましいことなどから現外部監査人を再任。 |
| 京都市 | | ② | | | 日本公認会計士協会京滋会から前年度と同じ者について推薦を受け、前年度の監査実績等を踏まえ、包括外部監査人としてふさわしいと判断したため。 |
| 大阪市 | | ③ | | | 地方自治法上、同一監査人と3回まで連続して契約することができることとされており、平成21・22年度の監査結果や、監査の継続性の維持等の観点等を踏まえ、平成22年度と同じ外部監査人と契約することとした。 |
| 堺市 | | ○ | | | 経歴及び外部監査についての所見等を総合的に勘案し選定した。 |
| 神戸市 | | ○ | | | ①公正不偏の態度による監査が確保できると認められる。 ②地方行政の財務会計事務について優れた識見を有していると認められる。 ③他の分野の専門家を補助者として確保することが可能であると認められる。 |
| 岡山市 | | ○ | | | 公募により候補者を募り、内部の選定委員会での審査を経て決定。 |
| 広島市 | | ○ | | | 選考委員会において、財務分析、経営分析といった経営的視点に立った監査が必要であることから、資格を公認会計士とし、日本公認会計士協会中国会から推薦を受けた候補者3名について、提案書の内容をもとに総合評価点の最も高い者を選考した。 |
| 北九州市 | | ○ | | | 財務管理等に関して専門的な知識を持っている公認会計士から選定することとし、日本公認会計士協会から2名の推薦をいただいた。そこで、提出してもらった企画書等も検討し、選考した結果、当該包括外部監査人がふさわしいものとして選任したものの。 |
| 福岡市 | ○ | | | | 10年以上にわたり公認会計士による監査がなされており、多角的な視点による監査の実施が必要と考え弁護士としたもの。また、テーマに応じた専門家を補助者とするとしてされており、法律の専門家の視点で充実した体制での監査が期待できるため選定したものの。 |
| 指定都市計 | 2 | 17 | 0 | 0 | — |

| 中核市名 | 弁護士 | 公認会計士 | 実務精通者 | 税理士 | 当該包括外部監査人を選定した理由 |
|------|-----|-------|-------|-----|---|
| 函館市 | | ○ | | | 前年度の外部監査人が監査を3年間行ったため、新たな監査人を選定した。 |
| 旭川市 | | ③ | | | 企業の財務監査、コンサルティングを業とし監査のノウハウや専門的知識の蓄積があること等から、公認会計士が最も適合性が高いと考えており、監査人の選定時に北海道税理士会旭川支部に公認会計士の推薦を依頼している。 当該公認会計士は、平成21年度の選定時に推薦があった者で、同一人との契約を継続することでより効率的で効果的な監査が期待できることから平成22年度に続き平成23年度においても選定した。 |
| 青森市 | | ③ | | | 当該監査が財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についてであること、ほとんどの中核市で公認会計士を選定していることから、監査、会計の専門家である公認会計士から選任することが適当と判断した。また、2カ年の監査実務を通じ、本市の財務管理、行政の組織及び運営等に精通しており、さらなる効率的、効果的な監査の実施が規定できると判断したため。 |
| 盛岡市 | | ② | | | 前年度の監査実績が良好であり、今後においても、本市の財務状況の改善に結びつく外部監査が期待できると判断し、前年度と同じ者を選定した。 |
| 秋田市 | | ○ | | | 前年度の者について、連続3回(法定限度)選定したため。 |
| 郡山市 | | ○ | | | 地方自治法第252条の36第3項の規定により、連続して4回契約を継続することができないこと、平成11年度より補助者として従事し、包括外部監査業務に精通していることから当該包括外部監査人を選定した。 |
| いわき市 | | ○ | | | 外部監査は財務監査が中心であるため、財務監査や経営に精通している公認会計士から、日本公認会計士協会の推薦に基づき、選任している。 地方自治法の規定により連続して4回同一の者と契約することはできないことから、新たな包括外部監査人を選任した。 |
| 宇都宮市 | | ○ | | | 包括外部監査は、「財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理」を目的としており、財務管理に精通した公認会計士による監査が適当であると考えたため。 |
| 前橋市 | | ③ | | | 実務経験が豊富であり、普通地方公共団体の財務管理等に関し優れた識見を有すると判断したため。また、昨年度までの状況から、丁寧なヒアリングと的確な指摘等、監査人としての確であると判断したため。 |
| 高崎市 | | ○ | | | 監査に関し専門的な知識を有し、財務諸表に関する適正性を検証する業務に精通している公認会計士に契約を依頼したいと考えたため。 |
| 川越市 | | ○ | | | 前年度外部監査人から当該年度契約の辞退の申し出があったため、新たに選定を行った。 外部監査は財務監査が中心であるため公認会計士を選定することとし、県公認会計士協会からの推薦を受けて決定した。 |
| 船橋市 | | ③ | | | 日本公認会計士協会千葉県会・千葉県弁護士会・千葉県税理士会に推薦を依頼し、推薦を受けた各候補者から提出された意向書の審査及び面接を実施し、最も評価の高い者を選定した。 |
| 柏市 | | ○ | | | 日本公認会計士協会に推薦を依頼し、推薦された方について所要の手続きを経て外部監査人とした。 |

| 中核市名 | 弁護士 | 公認会計士 | 実務精通者 | 税理士 | 当該包括外部監査人を選定した理由 |
|------|-----|-------|-------|-----|--|
| 横須賀市 | | ② | | | 執務状況、態度等が良好であったので、前年度と同一人物とした。 |
| 富山市 | | ③ | | | 前年度の監査の実施状況が良好であったため。 |
| 金沢市 | | ○ | | | 前年度までの包括外部監査人が3年を経過し、新たな包括外部監査人を選定する必要があったため。 |
| 長野市 | | | | ○ | 財務会計に豊富な知識と経験を有しており、税理士会員を中心としたチーム体制による公認会計士とは異なった新しい視点からの監査実施が期待できる等の理由から契約の相手方に決定した。 |
| 岐阜市 | | ○ | | | 過去に包括外部監査の補助者としての実務経験があり、公認会計士としての経歴も長い。また、十分な補助者の体制が確保でき、監査に対する積極的な姿勢がうかがえるため。 |
| 豊橋市 | | ○ | | | 取り組み意欲、監査方針、支援体制など、総合的に高評価である。また、民間企業における豊富な監査経験も活かされることによって、本市外部監査の更なる充実が期待できる。 |
| 岡崎市 | | ③ | | | 同一の監査人が継続して監査を行うことにより、監査の視点が定まるため経年変化を見ることができ、よりきめ細かい監査が実施されることにつながるため。 |
| 豊田市 | | ② | | | 監査法人所属の公認会計士であり、同監査法人に所属する実務に精通した公認会計士等を補助者として選任できるため、組織的かつ専門的な監査の実施が期待できる。また、前年度の成果や反省を踏まえ、より充実した監査が期待できるため。 |
| 大津市 | | ③ | | | ①制度導入時に本市が決定した包括外部監査人としての条件を具備されていること。 ②これまでの経験から行政の仕組みや業務等を熟知されていること。 ③市内に在住在勤であることから本市のまちづくりや政策等を良く承知されていること。 ④多くの中核市において3年連続して同一の包括外部監査人と契約を締結していることなどから、来年度の包括外部監査人の第1候補者として、同一人を選考委員会において、選考したものの。 |
| 高槻市 | | ③ | | | 前年度の包括外部監査人であり、本市の置かれている現状を理解した上で、適切なテーマを選定し、監査を実施することが期待できるため。 |
| 東大阪市 | | ○ | | | 行政の信頼性・透明性の確保、行財政改革の観点から、有効性の高い監査が期待できるため。 |
| 姫路市 | | ○ | | | 前年度で同一人との契約が3年経過したので、新たに監査人を選定。 |
| 尼崎市 | | ③ | | | 前年度の包括外部監査において、公認会計士としての専門性を活用する中で有効な監査結果をまとめた実績があることに加え、他都市においても包括外部監査の従事経験があり、引き続き円滑な監査の実施が期待できるため。 |

| 中核市名 | 弁護士 | 公認会計士 | 実務精通者 | 税理士 | 当該包括外部監査人を選定した理由 |
|------|-----|-------|-------|-----|---|
| 西宮市 | | ○ | | | 地方自治法第252条の36第3項の規定に基づき新たに監査人を選定した。本市の財政状況を鑑み、公認会計士による財務を主軸にした外部監査が必要とする判断から公認会計士から選定することとした。日本公認会計士協会 兵庫会から紹介を受け、書類選考で上位数名を選定し、続いて該当者に面接選考を実施し、外部監査実績、提案テーマとそれを実施する監査力(方針、監査方法、体制等)、本市の実情の把握度合い等を熟慮のうえ、書類及び面接選考で最高得点を取得した者を選定した。 |
| 奈良市 | | ○ | | | 外部監査人選定検討会で企画提案書と面接の総合評価が高く、他の候補者より優れていたため選定した。 |
| 和歌山市 | | ○ | | | 日本公認会計士協会近畿会から3名の推薦があり、選考委員会による選考の結果、提出された提案書及び和歌山県や和歌山市の包括外部監査人及び補助者としての実績などから、その幅広い知識と経験により意見や指摘を受けることができ、有意義であると考えたため。 |
| 倉敷市 | | ③ | | | 公募を実施。応募者から企画提案書の提出を受け、書類審査及びヒアリングにより、最も評価の高い者を選定した。 |
| 福山市 | | ○ | | | 財政の健全化に向けて、行政運営の経済性・効率性などの観点からの監査を行うこととし、日本公認会計士協会中国会に対し外部監査人候補者の推薦依頼を行い、同協会から推薦された当該包括外部監査人を選定した。 |
| 下関市 | | ② | | | 本市での包括外部監査を前年実施し、新たに日本公認会計士協会中国会山口県支部から推薦を受けた者を審査し必要な知識を有していると認められるため選定した。 |
| 高松市 | | ○ | | | 日本公認会計士協会四国会に所属する公認会計士を対象に公募型企画提案方式による選考を実施した。 |
| 松山市 | | ③ | | | 監査チームの編成などの外部監査の体制計画、監査テーマの例などの外部監査に対する考え方等がしっかりしており、新しい監査人を選定する必要性が無かったため。 |
| 高知市 | | ○ | | | ①本市では、外部監査が財務監査を中心とするものであることから、監査人には公認会計士の資格を有する者を選定している。 ②当該外部監査人は平成23年度の契約にあたり、日本公認会計士協会四国支部高知県支部に推薦を依頼し、当部会から推薦された者であり、業務実績、実務経験、高知市の行政運営の見識等を勘案し決定したものの。 |
| 久留米市 | | ○ | | | 包括外部監査の対象範囲が「財務事務執行」「経営事務管理」であり、監査及び会計の専門家である公認会計士が最も適任と判断し、日本公認会計士協会北部九州会へ適任者について推薦依頼を行い、推薦を受けた人物であるため。 なお、前年度と別の者であるのは4回連続して契約できないため。 |
| 長崎市 | | ③ | | | 平成21年度から長崎市の包括外部監査に携わっていただき、その業務遂行状況を評価し、継続していただくことが適当であると判断したため。 |

| | | | | | |
|------|-----|-------|-------|-----|--|
| 熊本市 | | ○ | | | <p>監査委員に弁護士が就任していること、また外部監査が「公正」に加え「効率」の視点も求められるため、公認会計士を包括外部監査人として決定した。</p> <p>また、候補者の選定については、日本公認会計士協会へ推薦依頼を行い、候補者の経歴等を勧案し選定を行った。</p> |
| 中核市名 | 弁護士 | 公認会計士 | 実務精通者 | 税理士 | 当該包括外部監査人を選定した理由 |
| 大分市 | | ○ | | | <p>前任の包括外部監査人が、平成22年度で3年目の契約となったため、日本公認会計士協会南九州会大分県支部に推薦依頼を行い、数名の推薦をいただいた上で選任した。</p> |
| 宮崎市 | | ○ | | | <p>平成11年度導入時から公認会計士と税理士が2年ごとに交替し、平成23年度は公認会計士となった。</p> |
| 鹿児島市 | | ○ | | | <p>本市では、過去3年毎に監査人を見直し(交代)できているが、前年度(22年度)の監査人は3年目で、交代時期であったことから、23年度の監査人について、あらかじめ選定を行ったものである。選定にあたって外部監査の趣旨等をふまえた結果、財務管理に精通し、経験豊富な公認会計士に引き続きお願いすることとし、日本公認会計士協会南九州会鹿児島県支部へ推薦を依頼。同協会から推薦があった方を適任と認め、契約したものである。</p> |
| 中核市計 | 0 | 40 | 0 | 1 | — |

| | | | | | |
|--------|-----|-------|-------|-----|---|
| 市区町村名 | 弁護士 | 公認会計士 | 実務精通者 | 税理士 | 当該包括外部監査人を選定した理由 |
| 埼玉県所沢市 | | ○ | | | <p>プロポーザル方式により選考を実施し選定した。</p> |
| 東京都港区 | | ○ | | | <p>前年度監査人は連続契約3年目であったことから、23年度は新たに選考を実施した。区の行政施策を調査分析するなど熱意が感じられること、外部監査経験が豊富であること、幼少期を港区で過ごしており、区に愛着があり、区政に貢献したいという思いが感じられること。</p> |
| 東京都江東区 | | ○ | | | <p>公認会計士江東会から複数人の候補者の推薦を受け、江東区包括外部監査人選定委員会において面接を行い、実績や考え方を評価して選定した。前年度の監査人は3年連続で選任されているため、別の者になった。</p> |
| 東京都大田区 | | ○ | | | <p>前年度の包括外部監査人が、地方自治法に定められた連続契約可能回数に達したため。</p> |
| 東京都荒川区 | | ○ | | | <p>監査内容が財務諸表等にまで及ぶことが多いことから、公認会計士であることが望ましいと考えており、平成13年度包括外部監査実施時から、日本公認会計士協会東京会に推薦依頼をし、推薦をいただいている外部監査人に監査をお願いしている。</p> <p>当該外部監査人は、平成20年度から22年度までの外部監査において外部監査人の補助者を務めており、十分な経験を有している。また、その際の手法等は精緻かつ信頼のおけるものであり、実績も申し分ない。</p> |

| | | | | | |
|---------|-----|-------|-------|-----|--|
| 東京都八王子市 | | ③ | | | ①21年度、日本公認会計士協会東京会会長から適任者として推薦を受け、公認会計士川口明浩氏と監査契約を締結した。 ②21年度と同様、22年度の包括外部監査結果報告書の提出を受け、報告内容及び年間の執務状況を鑑み、市で検討した結果、引き続き同人と契約することが妥当と判断した。 |
| 市区町村名 | 弁護士 | 公認会計士 | 実務精通者 | 税理士 | 当該包括外部監査人を選定した理由 |
| 東京都町田市 | | ② | | | 提案書の審査と面接により、当市の包括外部監査人として適任であると判断したため。 また、前年度において当市の監査の取り組みで得たものを活かし、専門家としての識見を更に発揮していただくため、前年度と同じ者を監査人として選任した。 |
| 岐阜県瑞穂市 | | | | ② | 県内において監査人や補助者としての経験があり、市民目線で行政のあるべき姿を意識し監査を進めることや、市民が安心して豊かな生活を実現するための監査テーマを選定する意向を持っており、十分な監査ができる能力を具備していると判断した。前年度の監査について計画的に事務を遂行している。 |
| 大阪府枚方市 | | ○ | | | 市の公募に応じた複数の者について、外部有識者から成る包括外部監査人選考委員会で検討を行った結果、他の候補者よりも全体的に優れていると評価されたため。 |
| 大阪府八尾市 | | ○ | | | 前年度までの監査人と連続して3回の契約をしていたため別の監査人を選定。包括外部監査の業務と職種との適合、市全体としての多角的・総合的な監査の執行等を総合的に勘案した結果、新たな包括外部監査人として「公認会計士」を選任することを決定し、外部監査に関する提案書及び面談を踏まえて選定。 |
| 島根県出雲市 | ○ | | | | 法律の専門家としての見地から監査いただくため、島根県弁護士会に候補者の推薦依頼を行い、推薦のあった者を選定した。 |
| 市区町村計 | 1 | 9 | 0 | 1 | — |

| 区分 | 弁護士 | 公認会計士 | 実務精通者 | 税理士 |
|---------|-----|-------|-------|-----|
| 都道府県 | 4 | 39 | 0 | 4 |
| 指定都市 | 2 | 17 | 0 | 0 |
| 中核市 | 0 | 40 | 0 | 1 |
| その他市区町村 | 1 | 9 | 0 | 1 |
| 総計 | 7 | 105 | 0 | 6 |

【表4】包括外部監査人補助者の資格等

(単位：人)

| 都道府県名 | 弁護士 | 公認会計士 | 実務精通者 | 税理士 | その他 | 補助者計 |
|-------|-----|-------|-------|-----|-----|------|
| 北海道 | | 2 | | 2 | | 4 |
| 青森県 | | 4 | | | 1 | 5 |
| 岩手県 | | 5 | | | | 5 |
| 宮城県 | | 4 | | | | 4 |
| 秋田県 | | 5 | | | | 5 |
| 山形県 | 1 | 2 | | | 1 | 4 |
| 福島県 | | 3 | | | 5 | 8 |
| 茨城県 | | 7 | | | | 7 |
| 栃木県 | | 4 | | | | 4 |
| 群馬県 | | 9 | | | 2 | 11 |
| 埼玉県 | | 11 | | | 2 | 13 |
| 千葉県 | | 7 | | | 3 | 10 |
| 東京都 | | 9 | | | 3 | 12 |
| 神奈川県 | | 2 | | 5 | | 7 |
| 新潟県 | | 3 | | | 1 | 4 |
| 富山県 | | 7 | | | | 7 |
| 石川県 | | 3 | | 2 | | 5 |
| 福井県 | | 6 | | | 4 | 10 |
| 山梨県 | | 8 | | | 4 | 12 |
| 長野県 | | 4 | | | 1 | 5 |
| 岐阜県 | | 10 | | | 2 | 12 |
| 静岡県 | | 4 | | | | 4 |
| 愛知県 | 6 | 1 | | 2 | | 9 |
| 三重県 | 1 | 7 | | | 2 | 10 |
| 滋賀県 | | 6 | | | 1 | 7 |
| 京都府 | | 4 | | 1 | | 5 |
| 大阪府 | 1 | 7 | | | 3 | 11 |
| 兵庫県 | | 7 | | | 1 | 8 |
| 奈良県 | 1 | 5 | | | 3 | 9 |
| 和歌山県 | 1 | 3 | | | 2 | 6 |
| 鳥取県 | | | | 3 | | 3 |
| 島根県 | 1 | | | | 2 | 3 |
| 岡山県 | 3 | 2 | | | | 5 |
| 広島県 | 1 | 1 | | 2 | 1 | 5 |
| 山口県 | | 5 | | | 1 | 6 |
| 徳島県 | 1 | 1 | | | | 2 |

| 都道府県名 | 弁護士 | 公認会計士 | 実務精通者 | 税理士 | その他 | 補助者計 |
|--------------|-----|-------|-------|-----|-----|------|
| 香川県 | | 7 | | | | 7 |
| 愛媛県 | | 4 | | | | 4 |
| 高知県 | 2 | | | | | 2 |
| 福岡県 | | 6 | | | 1 | 7 |
| 佐賀県 | | 6 | | | | 6 |
| 長崎県 | | 2 | | 3 | | 5 |
| 熊本県 | | 6 | | | 2 | 8 |
| 大分県 | | 4 | | | 1 | 5 |
| 宮崎県 | | 3 | | | | 3 |
| 鹿児島県 | | 6 | | | | 6 |
| 沖縄県 | | 2 | | 1 | | 3 |
| 都道府県計 | 19 | 214 | | 21 | 49 | 303 |

| 指定都市名 | 弁護士 | 公認会計士 | 実務精通者 | 税理士 | その他 | 補助者計 |
|--------------|-----|-------|-------|-----|-----|------|
| 札幌市 | | 4 | | | | 4 |
| 仙台市 | | 5 | | | | 5 |
| さいたま市 | | 6 | | | 1 | 7 |
| 千葉市 | | 5 | | | 8 | 13 |
| 横浜市 | 1 | 6 | | 1 | 1 | 9 |
| 川崎市 | 2 | 10 | | | | 12 |
| 相模原市 | | 4 | | | 3 | 7 |
| 新潟市 | | 4 | | | 7 | 11 |
| 静岡市 | | 4 | | | 2 | 6 |
| 浜松市 | 2 | 3 | | | | 5 |
| 名古屋市 | | 6 | | | 1 | 7 |
| 京都市 | | 6 | | | 2 | 8 |
| 大阪市 | 1 | 6 | | | 2 | 9 |
| 堺市 | | 5 | | 1 | 2 | 8 |
| 神戸市 | | 11 | | | 1 | 12 |
| 岡山市 | 1 | 4 | | | 2 | 7 |
| 広島市 | | 9 | | | 7 | 16 |
| 北九州市 | | 3 | | | 5 | 8 |
| 福岡市 | 7 | | | | | 7 |
| 指定都市計 | 14 | 101 | | 2 | 44 | 161 |

| 中核市名 | 弁護士 | 公認会計士 | 実務精通者 | 税理士 | その他 | 補助者計 |
|------|-----|-------|-------|-----|-----|------|
| 函館市 | | | | 1 | 2 | 3 |
| 旭川市 | 1 | 1 | | 1 | | 3 |
| 青森市 | | 3 | | | 1 | 4 |
| 盛岡市 | | 3 | | | | 3 |
| 秋田市 | | 3 | | | | 3 |
| 郡山市 | | 2 | | | 2 | 4 |
| いわき市 | | 4 | | | | 4 |
| 宇都宮市 | | 4 | | | | 4 |
| 前橋市 | 1 | 6 | | 1 | | 8 |
| 高崎市 | | 4 | | 2 | | 6 |
| 川越市 | | 2 | | 1 | 1 | 4 |
| 船橋市 | | 6 | | | | 6 |
| 柏市 | | 6 | | | | 6 |
| 横須賀市 | | 6 | | | 1 | 7 |
| 富山市 | | 8 | | | 3 | 11 |
| 金沢市 | | 3 | | | | 3 |
| 長野市 | | | | 3 | | 3 |
| 岐阜市 | 1 | 6 | | | 3 | 10 |
| 豊橋市 | | 5 | | | 5 | 10 |
| 岡崎市 | | 6 | | | 1 | 7 |
| 豊田市 | | 9 | | | | 9 |
| 大津市 | 1 | 2 | | 2 | 2 | 7 |
| 高槻市 | 1 | 5 | | | 2 | 8 |
| 東大阪市 | | 4 | | 2 | 1 | 7 |
| 姫路市 | | 7 | | | | 7 |
| 尼崎市 | 1 | 5 | | | | 6 |
| 西宮市 | | 5 | | | 5 | 10 |
| 奈良市 | | 5 | | | 1 | 6 |
| 和歌山市 | | 4 | | | 1 | 5 |
| 倉敷市 | 1 | 4 | | | 1 | 6 |
| 福山市 | | 4 | | | | 4 |
| 下関市 | | 6 | | | 4 | 10 |
| 高松市 | 1 | | | | 3 | 4 |
| 松山市 | | 4 | | | 2 | 6 |
| 高知市 | | 2 | | | 2 | 4 |
| 久留米市 | 1 | 5 | | 1 | 1 | 8 |
| 長崎市 | | 5 | | | 1 | 6 |
| 熊本市 | | 4 | | | 3 | 7 |
| 大分市 | | 2 | | | 1 | 3 |

| | | | | | | |
|-------------|------------|--------------|--------------|------------|------------|-------------|
| 宮崎市 | | 3 | | | | 3 |
| 中核市名 | 弁護士 | 公認会計士 | 実務精通者 | 税理士 | その他 | 補助者計 |
| 鹿児島市 | | 8 | | | 2 | 10 |
| 中核市計 | 9 | 171 | | 14 | 51 | 245 |

| 市区町村名 | 弁護士 | 公認会計士 | 実務精通者 | 税理士 | その他 | 補助者計 |
|--------------|------------|--------------|--------------|------------|------------|-------------|
| 埼玉県所沢市 | | 5 | | | 1 | 6 |
| 東京都港区 | | 4 | | | | 4 |
| 東京都江東区 | 1 | 3 | | | 1 | 5 |
| 東京都大田区 | | 4 | | | | 4 |
| 東京都荒川区 | | 5 | | | | 5 |
| 東京都八王子市 | | 3 | | | | 3 |
| 東京都町田市 | | 6 | | | | 6 |
| 岐阜県瑞穂市 | 1 | | | 8 | | 9 |
| 大阪府枚方市 | 1 | 5 | | | 2 | 8 |
| 大阪府八尾市 | | 4 | | | 2 | 6 |
| 島根県出雲市 | 1 | 1 | | 1 | | 3 |
| 市区町村計 | 4 | 40 | | 9 | 6 | 59 |

| 区分 | 弁護士 | 公認会計士 | 実務精通者 | 税理士 | その他 | 補助者計 |
|----------------|------------|--------------|--------------|------------|------------|-------------|
| 都道府県 | 19 | 214 | | 21 | 49 | 303 |
| 指定都市 | 14 | 101 | | 2 | 44 | 161 |
| 中核市 | 9 | 171 | | 14 | 51 | 245 |
| その他市区町村 | 4 | 40 | | 9 | 6 | 59 |
| 総計 | 46 | 526 | | 46 | 150 | 768 |

【表5】 包括外部監査人等の執務日数

(単位：日)

| 都道府県名 | 包括外部監査人 | 包括外部監査人補助者 | | | | | 補助者計 |
|-------|---------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 弁護士 | 公認会計士 | 実務精通者 | 税理士 | その他 | |
| 北海道 | 60.0 | | 50.0 | | 52.0 | | 102.0 |
| 青森県 | 47.0 | | 103.0 | | | 31.0 | 134.0 |
| 岩手県 | 8.0 | | 99.5 | | | | 99.5 |
| 宮城県 | 58.0 | | 103.0 | | | | 103.0 |
| 秋田県 | 58.0 | | 100.0 | | | | 100.0 |
| 山形県 | 40.0 | 2.0 | 33.0 | | | 10.0 | 45.0 |
| 福島県 | 101.0 | | 5.0 | | | 53.0 | 58.0 |
| 茨城県 | 41.0 | | 221.0 | | | | 221.0 |
| 栃木県 | 83.0 | | 127.0 | | | | 127.0 |
| 群馬県 | 82.0 | | 263.0 | | | 8.0 | 271.0 |
| 埼玉県 | 63.0 | | 395.0 | | | 31.0 | 426.0 |
| 千葉県 | 33.0 | | 254.5 | | | 41.0 | 295.5 |
| 東京都 | 70.5 | | 367.0 | | | 87.0 | 454.0 |
| 神奈川県 | 76.3 | | 70.1 | | 134.1 | | 204.2 |
| 新潟県 | 75.0 | | 244.0 | | | 46.0 | 290.0 |
| 富山県 | 12.0 | | 103.0 | | | | 103.0 |
| 石川県 | 117.0 | | 63.0 | | 11.0 | | 74.0 |
| 福井県 | 55.0 | | 172.0 | | | 8.0 | 180.0 |
| 山梨県 | 70.0 | | 49.0 | | | 141.0 | 190.0 |
| 長野県 | 62.5 | | 85.5 | | | 64.5 | 150.0 |
| 岐阜県 | 23.0 | | 131.0 | | | 58.0 | 189.0 |
| 静岡県 | 55.0 | | 132.0 | | | | 132.0 |
| 愛知県 | 28.0 | 115.0 | 6.0 | | 30.0 | | 151.0 |
| 三重県 | 33.0 | 11.0 | 108.0 | | | 22.0 | 141.0 |
| 滋賀県 | 22.0 | | 136.0 | | | 16.0 | 152.0 |
| 京都府 | 67.0 | | 139.0 | | 34.5 | | 173.5 |
| 大阪府 | 76.0 | 1.0 | 167.0 | | | 49.0 | 217.0 |
| 兵庫県 | 7.0 | | 93.0 | | | 25.0 | 118.0 |
| 奈良県 | 14.5 | 2.5 | 109.0 | | | 77.5 | 189.0 |
| 和歌山県 | 26.0 | 1.0 | 62.0 | | | 41.0 | 104.0 |
| 鳥取県 | 60.0 | | | | 101.0 | | 101.0 |
| 島根県 | 52.0 | 31.0 | | | | 66.0 | 97.0 |
| 岡山県 | 109.0 | 136.0 | 72.0 | | | | 208.0 |
| 広島県 | 49.5 | 27.5 | 35.5 | | 73.0 | 32.0 | 168.0 |
| 山口県 | 38.5 | | 96.0 | | | 40.5 | 136.5 |

| 徳島県 | 42.0 | 45.0 | 49.0 | | | | 94.0 |
|--------|---------|------------|-------|-------|------|------|-------|
| 都道府県名 | 包括外部監査人 | 包括外部監査人補助者 | | | | | 補助者計 |
| | | 弁護士 | 公認会計士 | 実務精通者 | 税理士 | その他 | |
| 香川県 | 46.6 | | 128.5 | | | | 128.5 |
| 愛媛県 | 27.0 | | 78.0 | | | | 78.0 |
| 高知県 | 43.0 | 16.0 | | | | | 16.0 |
| 福岡県 | 38.0 | | 264.0 | | | 86.0 | 350.0 |
| 佐賀県 | 33.0 | | 100.0 | | | | 100.0 |
| 長崎県 | 41.5 | | 32.0 | | 71.0 | | 103.0 |
| 熊本県 | 63.0 | | 83.5 | | | 7.0 | 90.5 |
| 大分県 | 123.0 | | 44.0 | | | 32.0 | 76.0 |
| 宮崎県 | 39.5 | | 112.5 | | | | 112.5 |
| 鹿児島県 | 82.0 | | 81.0 | | | | 81.0 |
| 沖縄県 | 62.0 | | 91.0 | | 55.0 | | 146.0 |
| 都道府県平均 | 53.5 | 20.4 | 24.6 | | 26.7 | 21.9 | 24.0 |

| 指定都市名 | 包括外部監査人 | 包括外部監査人補助者 | | | | | 補助者計 |
|-------|---------|------------|-------|-------|-----|-------|-------|
| | | 弁護士 | 公認会計士 | 実務精通者 | 税理士 | その他 | |
| 札幌市 | 110.2 | | 77.1 | | | | 77.1 |
| 仙台市 | 63.0 | | 103.0 | | | | 103.0 |
| さいたま市 | 74.0 | | 143.0 | | | 16.0 | 159.0 |
| 千葉市 | 12.0 | | 9.0 | | | 166.0 | 175.0 |
| 横浜市 | 51.0 | 30.0 | 182.0 | | 7.0 | 44.0 | 263.0 |
| 川崎市 | 77.0 | 30.0 | 159.0 | | | | 189.0 |
| 相模原市 | 5.0 | | 87.0 | | | 64.0 | 151.0 |
| 新潟市 | 38.9 | | 94.9 | | | 137.2 | 232.1 |
| 静岡市 | 30.0 | | 127.0 | | | 26.0 | 153.0 |
| 浜松市 | 42.0 | 32.0 | 58.0 | | | | 90.0 |
| 名古屋市 | 25.0 | | 156.0 | | | 27.0 | 183.0 |
| 京都市 | 49.0 | | 137.0 | | | 88.5 | 225.5 |
| 大阪市 | 34.0 | 13.0 | 218.0 | | | 74.0 | 305.0 |
| 堺市 | 12.0 | | 112.0 | | 9.0 | 51.0 | 172.0 |
| 神戸市 | 16.0 | | 192.0 | | | 22.0 | 214.0 |
| 岡山市 | 31.0 | 3.0 | 59.5 | | | 52.5 | 115.0 |

| | | | | | | | |
|--------|---------|------------|-------|-------|-----|-------|-------|
| 広島市 | 60.0 | | 147.0 | | | 72.0 | 219.0 |
| 北九州市 | 41.0 | | 115.0 | | | 157.0 | 272.0 |
| 指定都市名 | 包括外部監査人 | 包括外部監査人補助者 | | | | | 補助者計 |
| | | 弁護士 | 公認会計士 | 実務精通者 | 税理士 | その他 | |
| 福岡市 | 74.0 | 317.0 | | | | | 317.0 |
| 指定都市平均 | 44.5 | 30.4 | 21.5 | | 8.0 | 22.7 | 22.5 |

| | | | | | | | |
|------|---------|------------|-------|-------|------|-------|-------|
| 中核市名 | 包括外部監査人 | 包括外部監査人補助者 | | | | | 補助者計 |
| | | 弁護士 | 公認会計士 | 実務精通者 | 税理士 | その他 | |
| 函館市 | 115.0 | | | | 35.0 | 35.0 | 70.0 |
| 旭川市 | 93.0 | 20.0 | 50.0 | | 3.0 | | 73.0 |
| 青森市 | 81.0 | | 96.0 | | | 45.0 | 141.0 |
| 盛岡市 | 50.5 | | 72.0 | | | | 72.0 |
| 秋田市 | 30.0 | | 80.0 | | | | 80.0 |
| 郡山市 | 150.0 | | 26.0 | | | 130.0 | 156.0 |
| いわき市 | 34.0 | | 96.0 | | | | 96.0 |
| 宇都宮市 | 56.0 | | 149.0 | | | | 149.0 |
| 前橋市 | 47.0 | 2.0 | 116.0 | | 7.0 | | 125.0 |
| 高崎市 | 34.0 | | 73.0 | | 35.0 | | 108.0 |
| 川越市 | 43.0 | | 60.0 | | 32.0 | 42.0 | 134.0 |
| 船橋市 | 108.0 | | 170.0 | | | | 170.0 |
| 柏市 | 41.0 | | 275.0 | | | | 275.0 |
| 横須賀市 | 8.0 | | 102.0 | | | 56.0 | 158.0 |
| 富山市 | 3.0 | | 89.0 | | | 28.0 | 117.0 |
| 金沢市 | 58.0 | | 80.0 | | | | 80.0 |
| 長野市 | 36.0 | | | | 99.0 | | 99.0 |
| 岐阜市 | 39.0 | 5.0 | 145.0 | | | 83.0 | 233.0 |
| 豊橋市 | 34.0 | | 151.0 | | | 118.5 | 269.5 |
| 岡崎市 | 33.0 | | 89.0 | | | 38.0 | 127.0 |
| 豊田市 | 16.0 | | 144.0 | | | | 144.0 |
| 大津市 | 52.0 | 6.0 | 83.0 | | 75.0 | 16.0 | 180.0 |
| 高槻市 | 26.0 | 5.0 | 122.0 | | | 105.0 | 232.0 |
| 東大阪市 | 19.0 | | 141.0 | | 30.0 | 2.0 | 173.0 |
| 姫路市 | 35.0 | | 100.0 | | | | 100.0 |

| | | | | | | | |
|-------|---------|------------|-------|-------|------|-------|-------|
| 尼崎市 | 97.0 | 7.0 | 119.0 | | | | 126.0 |
| 西宮市 | 9.0 | | 104.0 | | | 48.0 | 152.0 |
| 奈良市 | 39.0 | | 141.0 | | | 30.0 | 171.0 |
| 中核市名 | 包括外部監査人 | 包括外部監査人補助者 | | | | | 補助者計 |
| | | 弁護士 | 公認会計士 | 実務精通者 | 税理士 | その他 | |
| 和歌山市 | 22.0 | | 80.0 | | | 25.0 | 105.0 |
| 倉敷市 | 47.0 | 19.0 | 94.0 | | | 10.0 | 123.0 |
| 福山市 | 32.0 | | 62.0 | | | | 62.0 |
| 下関市 | 19.0 | | 66.0 | | | 150.0 | 216.0 |
| 高松市 | 99.5 | 16.5 | | | | 57.5 | 74.0 |
| 松山市 | 52.5 | | 52.0 | | | 32.0 | 84.0 |
| 高知市 | 29.0 | | 48.0 | | | 54.0 | 102.0 |
| 久留米市 | 40.3 | 6.0 | 66.9 | | 8.4 | 8.4 | 89.7 |
| 長崎市 | 13.2 | | 148.1 | | | 47.1 | 195.2 |
| 熊本市 | 36.0 | | 59.0 | | | 54.0 | 113.0 |
| 大分市 | 39.0 | | 59.0 | | | 30.0 | 89.0 |
| 宮崎市 | 34.0 | | 77.0 | | | | 77.0 |
| 鹿児島市 | 44.0 | | 133.5 | | | 26.5 | 160.0 |
| 中核市平均 | 46.2 | 9.6 | 22.3 | | 23.2 | 24.9 | 22.5 |

| | | | | | | | |
|---------|---------|------------|-------|-------|-------|------|-------|
| 市区町村名 | 包括外部監査人 | 包括外部監査人補助者 | | | | | 補助者計 |
| | | 弁護士 | 公認会計士 | 実務精通者 | 税理士 | その他 | |
| 埼玉県所沢市 | 98.0 | | 193.0 | | | 74.0 | 267.0 |
| 東京都港区 | 46.4 | | 81.7 | | | | 81.7 |
| 東京都江東区 | 38.0 | 13.0 | 90.5 | | | 15.5 | 119.0 |
| 東京都大田区 | 66.0 | | 128.0 | | | | 128.0 |
| 東京都荒川区 | 32.0 | | 64.0 | | | | 64.0 |
| 東京都八王子市 | 36.0 | | 74.0 | | | | 74.0 |
| 東京都町田市 | 22.6 | | 144.0 | | | | 144.0 |
| 岐阜県瑞穂市 | 32.0 | 12.0 | | | 186.0 | | 198.0 |
| 大阪府枚方市 | 11.0 | 2.0 | 62.0 | | | 40.0 | 104.0 |
| 大阪府八尾市 | 22.0 | | 70.0 | | | 43.0 | 113.0 |
| 島根県出雲市 | 20.0 | 20.0 | 23.0 | | 21.0 | | 64.0 |
| 市区町村平均 | 38.5 | 11.8 | 23.3 | | 23.0 | 28.8 | 23.0 |

| 区分 | 包括外部監査人 | 包括外部監査人補助者 | | | | | 補助者計 |
|---------|---------|------------|-------|-------|------|------|------|
| | | 弁護士 | 公認会計士 | 実務精通者 | 税理士 | その他 | |
| 都道府県 | 53.5 | 20.4 | 24.6 | | 26.7 | 21.9 | 24.0 |
| 指定都市 | 44.5 | 30.4 | 21.5 | | 8.0 | 22.7 | 22.5 |
| 中核市 | 46.2 | 9.6 | 22.3 | | 23.2 | 24.9 | 22.5 |
| その他市区町村 | 38.5 | 11.8 | 23.3 | | 23.0 | 28.8 | 23.0 |
| 全体平均 | 48.1 | 20.6 | 23.2 | | 24.1 | 23.4 | 23.1 |

【表6】監査に要する費用〈包括外部監査〉

(単位：円)

| 都道府県名 | 支払額 |
|-------|------------|
| 北海道 | 13,322,200 |
| 青森県 | 12,500,000 |
| 岩手県 | 12,800,000 |
| 宮城県 | 12,600,000 |
| 秋田県 | 6,300,000 |
| 山形県 | 11,643,000 |
| 福島県 | 13,443,150 |
| 茨城県 | 15,750,000 |
| 栃木県 | 15,288,000 |
| 群馬県 | 14,000,000 |
| 埼玉県 | 19,000,000 |
| 千葉県 | 20,000,000 |
| 東京都 | 35,280,000 |
| 神奈川県 | 21,063,000 |
| 新潟県 | 12,000,000 |
| 富山県 | 15,500,000 |
| 石川県 | 15,500,000 |
| 福井県 | 16,500,000 |
| 山梨県 | 15,199,800 |
| 長野県 | 14,836,000 |
| 岐阜県 | 10,500,000 |
| 静岡県 | 18,500,000 |
| 愛知県 | 19,500,000 |
| 三重県 | 12,982,200 |
| 滋賀県 | 11,700,000 |
| 京都府 | 12,600,000 |
| 大阪府 | 13,800,000 |
| 兵庫県 | 12,000,000 |
| 奈良県 | 14,000,000 |
| 和歌山県 | 10,500,000 |
| 鳥取県 | 8,900,000 |
| 島根県 | 13,784,924 |
| 岡山県 | 16,230,375 |
| 広島県 | 16,836,000 |
| 山口県 | 15,758,129 |
| 徳島県 | 12,500,000 |
| 香川県 | 11,151,000 |
| 愛媛県 | 12,112,590 |
| 高知県 | 9,751,530 |
| 福岡県 | 17,719,000 |
| 佐賀県 | 12,860,925 |

| | |
|---------------|-------------------|
| 長崎県 | 15,527,085 |
| 都道府県名 | 支払額 |
| 熊本県 | 12,710,000 |
| 大分県 | 12,285,000 |
| 宮崎県 | 16,854,600 |
| 鹿児島県 | 15,000,000 |
| 沖縄県 | 10,225,950 |
| 都道府県平均 | 14,442,861 |

| | |
|---------------|-------------------|
| 指定都市名 | 支払額 |
| 札幌市 | 19,000,000 |
| 仙台市 | 15,000,000 |
| さいたま市 | 19,000,000 |
| 千葉市 | 15,936,000 |
| 横浜市 | 20,000,000 |
| 川崎市 | 20,000,000 |
| 相模原市 | 15,600,000 |
| 新潟市 | 17,000,000 |
| 静岡市 | 19,593,000 |
| 浜松市 | 14,000,000 |
| 名古屋市 | 14,018,000 |
| 京都市 | 17,960,880 |
| 大阪市 | 20,000,000 |
| 堺市 | 17,010,000 |
| 神戸市 | 18,000,000 |
| 岡山市 | 11,534,250 |
| 広島市 | 18,922,596 |
| 北九州市 | 20,000,000 |
| 福岡市 | 18,000,000 |
| 指定都市平均 | 17,398,670 |

| | |
|-------------|------------|
| 中核市名 | 支払額 |
| 函館市 | 13,000,000 |
| 旭川市 | 14,000,000 |
| 青森市 | 16,234,470 |
| 盛岡市 | 9,000,000 |
| 秋田市 | 10,417,050 |
| 郡山市 | 18,000,000 |
| いわき市 | 13,616,400 |
| 宇都宮市 | 13,880,000 |
| 前橋市 | 12,000,000 |
| 高崎市 | 12,000,000 |
| 川越市 | 15,000,000 |
| 船橋市 | 17,000,000 |

| | |
|--------------|-------------------|
| 柏市 | 15,300,000 |
| 横須賀市 | 14,000,000 |
| 中核市名 | 支払額 |
| 富山市 | 15,500,000 |
| 金沢市 | 14,000,000 |
| 長野市 | 13,000,000 |
| 岐阜市 | 12,694,500 |
| 豊橋市 | 10,794,000 |
| 岡崎市 | 13,650,000 |
| 豊田市 | 13,807,500 |
| 大津市 | 15,600,000 |
| 高槻市 | 13,000,000 |
| 東大阪市 | 14,000,000 |
| 姫路市 | 14,476,875 |
| 尼崎市 | 15,000,000 |
| 西宮市 | 15,000,000 |
| 奈良市 | 13,000,000 |
| 和歌山市 | 10,437,000 |
| 倉敷市 | 13,041,000 |
| 福山市 | 12,949,256 |
| 下関市 | 14,256,610 |
| 高松市 | 12,246,000 |
| 松山市 | 11,000,000 |
| 高知市 | 10,500,000 |
| 久留米市 | 14,000,000 |
| 長崎市 | 12,272,190 |
| 熊本市 | 15,306,000 |
| 大分市 | 11,000,000 |
| 宮崎市 | 10,440,000 |
| 鹿児島市 | 15,645,000 |
| 中核市平均 | 13,416,191 |

| 市区町村名 | 支払額 |
|--------------|------------|
| 埼玉県所沢市 | 15,000,000 |
| 東京都港区 | 9,450,000 |
| 東京都江東区 | 9,702,000 |
| 東京都大田区 | 8,400,000 |
| 東京都荒川区 | 8,035,650 |
| 東京都八王子市 | 9,500,400 |
| 東京都町田市 | 13,500,000 |
| 岐阜県瑞穂市 | 7,000,000 |
| 大阪府枚方市 | 8,977,500 |
| 大阪府八尾市 | 7,700,000 |
| 島根県出雲市 | 7,000,000 |

| | |
|--------|-----------|
| 市区町村平均 | 9,478,686 |
|--------|-----------|

| 区分 | 支払額平均 |
|---------|------------|
| 都道府県 | 14,442,861 |
| 指定都市 | 17,398,670 |
| 中核市 | 13,416,191 |
| その他市区町村 | 9,478,686 |
| 全体平均 | 14,099,310 |

【表 7 - 1】 監査のテーマ 〈包括外部監査〉

| 都道府県名 | 監査のテーマ |
|-------|--|
| 北海道 | 財政援助団体等に関する事務の執行について |
| 青森県 | 青森県産品の育成・流通・普及に関連する事業の財務に関する事務の執行について |
| 岩手県 | 公有財産に係る財務事務の執行及び管理の状況について |
| 宮城県 | 過去の包括外部監査結果に対する措置状況について |
| 秋田県 | 県有財産の有効活用について |
| 山形県 | 知事部局における内部統制の整備状況および運用状況について |
| 福島県 | 基金の管理と運用について |
| 茨城県 | 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について |
| 栃木県 | ①環境森林部のとちぎの元気な森づくり県民税事業に関する事務の執行等について ②警察本部の委託料及び財政的援助団体等に関する事務の執行等について |
| 群馬県 | 債権(主に貸付金及び収入未済額)の管理に関する事務の執行について |
| 埼玉県 | ①県立4病院における財務事務と経営管理について ②環境事業に関する財務事務の執行について |
| 千葉県 | 千葉県教育委員会の財務に関する事務の執行について |
| 東京都 | ①環境政策に関する事業の管理及び財務事務の執行について ②財団法人東京都環境整備公社の経営管理について |
| 神奈川県 | ①水産事業の財務に関する事務の執行について ②財団法人神奈川県栽培漁業協会(財政的援助団体等) |
| 新潟県 | 指定管理者制度に関する事務の執行及び公の施設管理の管理運営について |
| 富山県 | 教育委員会所管の施設の財務事務及び経営管理について |
| 石川県 | 農林水産行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について |
| 福井県 | 健康福祉部、産業労働部、土木部の出先機関における財務に関する事務の執行および経営に関する事業の管理について |
| 山梨県 | ①県税の賦課徴収事務について ②山梨県の出資割合1/4以上の出資法人における財務に関する事務の執行及び経営に関する管理について |
| 長野県 | 出資等外郭団体に関する財務事務について |
| 岐阜県 | 基盤整備事業に関する事務の執行及び管理について |

静岡県

道路事業の事務の執行及び経営に係る事業の管理について

| 都道府県名 | 監査のテーマ |
|-------|--|
| 愛知県 | 県民生活部文化芸術課及び同課が所管する財団法人愛知県文化振興事業団にかかる財務に関する事務の執行について |
| 三重県 | 県から損失保証等を受けている団体に関する事務の執行について |
| 滋賀県 | インフラ資産及び庁舎等の建設・維持管理について |
| 京都府 | 公立大学法人化などの府大学改革の成果と課題について |
| 大阪府 | ①業務委託を中心とする契約事務について ②物品を中心とする財産の取得、管理及び処分について |
| 兵庫県 | 県税の賦課徴収に関する財務事務について |
| 奈良県 | 産業・雇用振興施策に関する財務事務の執行について |
| 和歌山県 | 試験研究機関の財務事務について |
| 鳥取県 | 道路事業に係る用地に関する財務事務の執行 |
| 島根県 | 国の経済対策に伴い造成した基金について |
| 岡山県 | 岡山県における人件費に関する事務の執行について |
| 広島県 | 県立総合技術研究所に属する各センターに係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について |
| 山口県 | 公共工事等に係る契約(委託契約及び工事請負契約)の事務の執行について |
| 徳島県 | 情報通信関連事業及び情報通信システムについて |
| 香川県 | 人材育成機関及び試験研究機関における財務に関する事務の執行及び事業の管理について |
| 愛媛県 | 基金の管理と運用について |
| 高知県 | ①委託契約について ②高知県損害賠償等審査会について |
| 福岡県 | 基金、出資金、貸付金及び未収金に係る財務に関する事務の執行について(債権管理及び資金運用に関する事務を含む) |
| 佐賀県 | 過年度の包括外部監査に対する措置の状況について |
| 長崎県 | 負担金、補助及び交付金に関する財務事務の執行及び特殊関係者との取引について |
| 熊本県 | 公の施設における指定管理者制度に関する事務の執行及び施設の管理運営について |
| 大分県 | 大分県における補助金等について |

宮崎県

県税の賦課及び徴収事務について

| 都道府県名 | 監査のテーマ |
|-------|--------------------------------------|
| 鹿児島県 | 港湾(特別会計を含む)・漁港整備事業に係る公有財産の管理及び開示について |
| 沖縄県 | 沖縄振興計画に基づき沖縄県が実施した事業における財務事務の執行について |

| 指定都市名 | 監査のテーマ |
|-------|--|
| 札幌市 | 生活保護に関する事務の執行について |
| 仙台市 | 保育事業の運営管理について |
| さいたま市 | 公有財産に関する事務の執行について |
| 千葉市 | 情報システムに係る財務に関する事務の執行について |
| 横浜市 | 下水道事業に関する財務事務の執行について |
| 川崎市 | 川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業に係る事業の管理について |
| 相模原市 | 消耗品の取得及びこれに係る出納事務の執行について |
| 新潟市 | 情報システムに係る財務に関する事務の執行について |
| 静岡市 | 水道事業及び下水道事業に関する財務事務の執行並びに経営に係る事業の管理について |
| 浜松市 | 生活保護に関する事務の執行について |
| 名古屋市 | 公有財産(不動産)の有効活用について |
| 京都市 | 京都市の下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について |
| 大阪市 | 大阪市教育委員会に係る財務の事業の執行及び事業の管理について(当該事務事業に関連する財政支援団体を含む) |
| 堺市 | 子育て支援事業に関する事務の執行 |
| 神戸市 | 教育委員会の事務の執行及び教育委員会が所管する財政援助団体の管理運営について |
| 岡山市 | 岡山市における債権の管理 |
| 広島市 | 未収金、貸付金、出資金及び基金に係る財務に関する事務の執行について |
| 北九州市 | 情報システムに係る財務事務の執行と有効性等について |
| 福岡市 | 市における補助金の執行状況について |

| 中核市名 | 監査のテーマ |
|------|--|
| 函館市 | 不動産を中心とした資産の管理と有効活用について |
| 旭川市 | 市立旭川病院の財務事務の執行及び事業の管理について |
| 青森市 | 水道事業および財団法人青森市水道サービスセンターの財務に関する事務の執行ならびに事業の管理について |
| 盛岡市 | 盛岡市における高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る事務の執行について |
| 秋田市 | 廃棄物処理事業及びリサイクル事業に係る財務に関する事務の執行並びに同事業に係る財団法人秋田市総合振興公社の出納その他の事務の執行について |
| 郡山市 | 歳入(一般会計の市税、負担金、使用料、手数料並びに特別会計の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料について)の賦課、徴収、収納、並びにこれら債権の管理について |
| いわき市 | 市のインフラ整備について(東日本大震災後の復旧事業を主として) |
| 宇都宮市 | 少子高齢化に対応した事業に関する財務事務の執行について |
| 前橋市 | 市立学校及び前橋工科大学に係る財務事務の執行及び管理運営について |
| 高崎市 | 公有財産の管理に関する事務の執行について |
| 川越市 | 不動産に関する事務の執行について |
| 船橋市 | 病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について |
| 柏市 | 公有財産、物品、基金に関する事務の執行について |
| 横須賀市 | 外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理 |
| 富山市 | 病院事業の財務事務の執行及び経営管理について |
| 金沢市 | ①金沢市立病院事業の管理及び財務事務の執行について ②消防事業に関する事務の執行について |
| 長野市 | 長野市及び外郭団体等の消費税等の検証について |
| 岐阜市 | 補助金等の事務の執行等について |
| 豊橋市 | 公の施設の管理・運営等について |
| 岡崎市 | 公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行 |
| 豊田市 | 豊田市教育委員会の財務に関する事務の執行について |
| 大津市 | 契約に関する事務の執行について |

| 中核市名 | 監査のテーマ |
|------|---|
| 高槻市 | 包括外部監査の過年度指摘事項(結果及び意見)の対応状況及び業務精査評価に対する取組状況について |
| 東大阪市 | 中小企業育成支援業務の執行について |
| 姫路市 | 観光事業に関する事務等の執行について |
| 尼崎市 | 行政財産の管理等に係る財務事務について |
| 西宮市 | 子育て支援に関する財務事務について |
| 奈良市 | 公有財産(不動産)に係る事務執行について |
| 和歌山市 | 和歌山市健康推進部の財務事務について(保健所の運営管理を含む) |
| 倉敷市 | 外郭団体の財務事務に関する事務の執行について |
| 福山市 | 福山市民病院にかかる財務事務の執行および管理について |
| 下関市 | 介護保険事業及び介護サービス事業について |
| 高松市 | 高松市のライフインフラとしての福祉 |
| 松山市 | 負担金・補助金・交付金に係る事務の執行について |
| 高知市 | 補助金等に関する事務の執行について |
| 久留米市 | 久留米市の事務事業の効率化～久留米市行政改革行動計画の主な取組項目より～ |
| 長崎市 | 公の施設の管理運営及び有効活用について(学校施設を中心に) |
| 熊本市 | 熊本市病院事業の財務に関する事務の執行について |
| 大分市 | 国民健康保険事業について |
| 宮崎市 | 指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営状況について |
| 鹿児島市 | 鹿児島市教育委員会が所管する財務事務の執行及び事業の管理について |

| 市区町村名 | 監査のテーマ |
|--------|-------------------------------------|
| 埼玉県所沢市 | 市税、国民健康保険税等の滞納管理について |
| 東京都港区 | 保健福祉支援部及び子ども家庭支援部を中心とした委託料の財務事務について |

| 市区町村名 | 監査のテーマ |
|---------|---|
| 東京都江東区 | 学校教育に関する財務事務の執行について |
| 東京都大田区 | 生活福祉課の事業(主として生活保護事業)の事務の執行等について |
| 東京都荒川区 | 清掃事業等の執行状況について |
| 東京都八王子市 | 廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について |
| 東京都町田市 | ごみ処理に関する事務の執行について |
| 岐阜県瑞穂市 | 補助金等の執行状況について |
| 大阪府枚方市 | 市税の賦課及び徴収並びに一般会計における収入未済額の管理に係る財務事務について |
| 大阪府八尾市 | 教育行政における取組み等について (1) 小・中学校の規模適正化について (2) 市立幼稚園の運営について (3) 就学援助制度について |
| 島根県出雲市 | 補助金・負担金の交付事務について |

【表 7-2】 監査のテーマ（分類別） 〈包括外部監査〉

| 都道府県名 | 監査のテーマ（分類） | | | | | | | | | | | | |
|-------|------------|-----|------|---------|---------|------|---------|----|----|----|------|----|-----------|
| | 補助金 | 委託料 | 特別会計 | その他予算執行 | 決算の財務書類 | 公の施設 | その他公有財産 | 物品 | 債権 | 基金 | 公営企業 | 公社 | その他財政援助団体 |
| 北海道 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | ○ |
| 青森県 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | | | | | | ○ |
| 岩手県 | | | | | | | ○ | | | | | | |
| 宮城県 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | |
| 秋田県 | | | | | | | ○ | | | | | | |
| 山形県 | | | | ○ | | | | ○ | | | | | |
| 福島県 | | | | | | | | | | ○ | | | |
| 茨城県 | | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| 栃木県 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ |
| 群馬県 | | | ○ | ○ | | | | | ○ | | | ○ | ○ |
| 埼玉県 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | |
| 千葉県 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 東京都 | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | | ○ | | | ○ | |
| 神奈川県 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ |
| 新潟県 | | | | ○ | | ○ | | ○ | | | | | |
| 富山県 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ |
| 石川県 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | |
| 福井県 | | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | | | | | |
| 山梨県 | | | | ○ | | | | | | | | | ○ |
| 長野県 | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | | ○ | ○ |
| 岐阜県 | | ○ | | ○ | | | ○ | | | | | | |
| 静岡県 | ○ | | | ○ | | | | | | | | ○ | |
| 愛知県 | | | | ○ | | ○ | | | | ○ | | | ○ |
| 三重県 | | | | | | | | | | | | | ○ |
| 滋賀県 | | | | | | ○ | ○ | | | | | | |
| 京都府 | | | | ○ | ○ | | | | | | | | ○ |
| 大阪府 | | ○ | | | | | | ○ | | | | | |
| 兵庫県 | | | | | | | | | ○ | | | | |
| 奈良県 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ | | | | ○ |
| 和歌山県 | | | | ○ | | | | | | | | | |
| 鳥取県 | | | | | | | ○ | | | | | | |
| 島根県 | ○ | ○ | | | | | | | | ○ | | | |
| 岡山県 | | | | ○ | | | | | | | | | |
| 広島県 | | ○ | | ○ | | | | ○ | | | | | |
| 山口県 | | ○ | | ○ | | | | | | | | | |
| 徳島県 | | ○ | | ○ | | | | ○ | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指定都市計 | 3 | 5 | 2 | 12 | 4 | 4 | 7 | 6 | 6 | 2 | 3 | 1 | 5 |
|-------|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| 中核市名 | 監査のテーマ（分類） | | | | | | | | | | | | |
|------|------------|-----|------|---------|---------|------|---------|----|----|----|------|----|-----------|
| | 補助金 | 委託料 | 特別会計 | その他予算執行 | 決算の財務書類 | 公の施設 | その他公有財産 | 物品 | 債権 | 基金 | 公営企業 | 公社 | その他財政援助団体 |
| 函館市 | | | | | | ○ | ○ | | | | | | |
| 旭川市 | | ○ | | | | | | ○ | ○ | | ○ | | |
| 青森市 | | | | | | | | | | | ○ | | ○ |
| 盛岡市 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | |
| 秋田市 | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| 郡山市 | | | | ○ | | | | | ○ | | | | |
| いわき市 | | | | ○ | | | | | | | | | |
| 宇都宮市 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 前橋市 | | | | ○ | ○ | | | ○ | | | | | |
| 高崎市 | | | | | | ○ | ○ | | | | | | |
| 川越市 | | | | ○ | | | ○ | | | | | ○ | |
| 船橋市 | | | ○ | | | ○ | | | | | | | |
| 柏市 | | | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | |
| 横須賀市 | | | | | | | | | | | | | ○ |
| 富山市 | | | | | | | | | | | ○ | | |
| 金沢市 | | | | ○ | | | | | | | ○ | | |
| 長野市 | | | ○ | | | | | | | | ○ | ○ | ○ |
| 岐阜市 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 豊橋市 | | | | | | ○ | | | | | | | |
| 岡崎市 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| 豊田市 | | ○ | | ○ | | | | ○ | ○ | | | | ○ |
| 大津市 | | ○ | | | | | | | | | | | |
| 高槻市 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | |
| 東大阪市 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | | ○ | | | | ○ |
| 姫路市 | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| 尼崎市 | | | | | | ○ | ○ | | | | | | |
| 西宮市 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | |
| 奈良市 | | | | | | ○ | | | | | | | |
| 和歌山市 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| 倉敷市 | | | | | | ○ | | | | | | | ○ |
| 福山市 | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | |
| 下関市 | | | ○ | | | | | | | | | | |
| 高松市 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | ○ |
| 松山市 | ○ | | | ○ | | | | | | | | | |
| 高知市 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 久留米市 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ |
| 長崎市 | | | | | | ○ | | | | | | | |
| 熊本市 | | | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|------|------------|-----|------|---------|---------|------|---------|----|----|----|------|----|-----------|
| 大分市 | | | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | |
| 中核市名 | 監査のテーマ（分類） | | | | | | | | | | | | |
| | 補助金 | 委託料 | 特別会計 | その他予算執行 | 決算の財務書類 | 公の施設 | その他公有財産 | 物品 | 債権 | 基金 | 公営企業 | 公社 | その他財政援助団体 |
| 宮崎市 | | | | | | ○ | | | | | | | ○ |
| 鹿児島市 | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | | | |
| 中核市計 | 13 | 15 | 9 | 20 | 8 | 19 | 14 | 10 | 9 | 2 | 8 | 3 | 9 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---------|------------|-----|------|---------|---------|------|---------|----|----|----|------|----|-----------|
| 市区町村名 | 監査のテーマ（分類） | | | | | | | | | | | | |
| | 補助金 | 委託料 | 特別会計 | その他予算執行 | 決算の財務書類 | 公の施設 | その他公有財産 | 物品 | 債権 | 基金 | 公営企業 | 公社 | その他財政援助団体 |
| 埼玉県所沢市 | | | | | | | | | ○ | | | | |
| 東京都港区 | | ○ | | | | | | | | | | | |
| 東京都江東区 | ○ | | | ○ | | | | ○ | ○ | | | | |
| 東京都大田区 | | | | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 東京都荒川区 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 東京都八王子市 | | ○ | | ○ | | | ○ | | | | | | |
| 東京都町田市 | | | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | |
| 岐阜県瑞穂市 | ○ | | | ○ | | | | | | | | | |
| 大阪府枚方市 | | | | ○ | | ○ | | | ○ | | | | |
| 大阪府八尾市 | | ○ | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 島根県出雲市 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 市区町村計 | 4 | 4 | 0 | 7 | 2 | 3 | 3 | 3 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 |

| 区分 | 監査のテーマ（分類） | | | | | | | | | | | | |
|---------|------------|-----|------|---------|---------|------|---------|----|----|----|------|----|-----------|
| | 補助金 | 委託料 | 特別会計 | その他予算執行 | 決算の財務書類 | 公の施設 | その他公有財産 | 物品 | 債権 | 基金 | 公営企業 | 公社 | その他財政援助団体 |
| 都道府県 | 17 | 23 | 7 | 29 | 14 | 12 | 17 | 15 | 10 | 6 | 2 | 7 | 12 |
| 指定都市 | 3 | 5 | 2 | 12 | 4 | 4 | 7 | 6 | 6 | 2 | 3 | 1 | 5 |
| 中核市 | 13 | 15 | 9 | 20 | 8 | 19 | 14 | 10 | 9 | 2 | 8 | 3 | 9 |
| その他市区町村 | 4 | 4 | 0 | 7 | 2 | 3 | 3 | 3 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 総計 | 37 | 47 | 18 | 68 | 28 | 38 | 41 | 34 | 29 | 11 | 13 | 11 | 26 |

【表 8】 議会からの説明の要求又は意見の陳述の事例〈包括外部監査〉

| 団体名 | 内 容 |
|--------|---|
| 東京都 | 第一回定例会本会議における説明要求動議の議決の後、包括外部監査人が口頭で説明を行っている。議会の求めは、地方自治法第252条の34第1項に基づくこととされ、具体的理由は示されていない。 |
| 川越市 | 地方自治法252条の34第1項意見陳述の規定に基づき、議会側の当該年度の監査概要を把握したいという意向を受け、書面ではなく、本会議場における説明を行った。 なお、これに対する議会からの意見はなかった。 |
| 船橋市 | 包括外部監査結果の報告について、地方自治法第252条の34の規定に基づき、説明の要求及び意見の陳述を行うことが議会において決定され、包括外部監査人の本会議への出席が求められた。包括外部監査人としての説明責任を果たすため、包括外部監査人が本会議に出席し、監査結果に関する質疑応答が行われた。なお、本市においては包括外部監査制度を導入した平成15年度以降、毎年同様に議会への出席が求められており、質疑応答を行っている。 |
| 西宮市 | 毎年度、地方自治法第252条の34第1項の規定により、3月市議会開会前に実施する議会運営委員会において、監査人による概要説明の必要性について協議している。結果、議会側より外部の専門家の意見を体系的に整理された概要説明を求める声があり、合理的な要求であるとの判断により実施しているもの。 実施方法は、本会議場に監査人のみが入場して概要を説明し、議員各位からの質疑に応じている。 |
| 東京都江東区 | 議会への説明は区政運営上重要であるので、本会議において監査人が監査結果を説明をしている。 |
| 東京都町田市 | 地方自治法第252条の34第1項の規定に基づき説明を求められたため、平成24年3月議会定例会本会議において、包括外部監査人が包括外部監査結果の概要を本会議冒頭で説明した。 |

**【表9】 監査の結果に関する報告及び意見に対する地方公共団体の評価
〈包括外部監査〉**

| 都道府県名 | 評価の内容 |
|-------|--|
| 北海道 | 財政的援助団体等の効果測定が行われ、結果を踏まえた改善検討がなされているか、また、事業の実施に当たり、実地調査が適正に行われているかなどの視点からの報告や意見と評価。 |
| 青森県 | 会計及び財務の専門からの貴重な提言として、その趣旨を踏まえ、事務の改善等について検討していく。 |
| 岩手県 | 県としての財産の管理事務から、効率的な活用に至るまで、幅広く指摘をいただいたと受け止めている。 |
| 宮城県 | 地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するために包括外部監査人からの視点での的確な指摘及び意見等だと捉えている。 |
| 秋田県 | 会計専門家の見地からの指摘・意見であり、県政を進めていく上での貴重な提言と受け止めている。監査結果を踏まえ、未利用資産の売却や貸付を促進し、県有財産の有効活用に向けた取組を進めていく予定である。 |
| 山形県 | 財務事務に関する内部統制は、不適正な事務処理や事務ミスの防止に向け重要な課題であると考えており、頂戴した指摘や意見について、24年度からの取組みに活かしている。 |
| 福島県 | 基金の管理・運用における問題点の他、行政とは異なる視点による問題提起、意見が出され、有意義であった。 |
| 茨城県 | 監査結果については真摯に受けとめ、内容を十分に分析した上で改善措置等を検討し、今後とも県行政に適切に生かしていきたい。 |
| 栃木県 | 外部の専門家からの貴重な提言と受け止め、事務執行の見直し等の参考とし、必要な改善措置を講じる。 |
| 群馬県 | 委託先への運用・保守業務に伴う日常のシステム変更依頼について、文書による作業指示及び承認の義務づけを財務会計システム情報セキュリティ実施手順に定め、平成24年度から実施するなどの成果につながり、本県にとって有益な監査報告書であった。 |
| 埼玉県 | 公認会計士として専門知識を活用した視点及び従来の慣行にとらわれない独立した立場からの監査により、多くの指摘・意見を受けたが、その内容は事務の改善に有益である。 |
| 千葉県 | 公認会計士としての専門的な知識を十分に生かした監査結果報告書となっている。 |
| 東京都 | 公認会計士として、専門知識を活用した視点及び従来の慣行にとらわれない独立した立場からの監査により、評価できる。 |
| 神奈川県 | 外部の専門家の視点による貴重な指摘として受け止めている。 |
| 新潟県 | 多くの施設を監査対象としたため、監査自体のボリュームが大きく、監査スケジュールがタイトであったとの印象を持った。 |
| 富山県 | 外部の専門的な知識を有する者による監査であり、監査委員による定期監査とは異なる視点からの指摘事項・意見は今後の事務執行に活用できる。 |
| 石川県 | 経理に関する事務手続きや、各種引当金の根拠等に対する報告、意見が多かったが、例えば、これらの手続き等について、より効率的・効果的な運用に向けた提案はなかった。 |
| 福井県 | 今後の補助事務の執行に際し、有意義な指摘を頂いた。 |
| 山梨県 | 監査人から報告のあった内容は、「外部の専門家としての提言」や「従来の慣行にとらわれない独立した立場からの問題提起」となっており、有益な監査結果であったと考える。 |

| 都道府県名 | 評価の内容 |
|-------|---|
| 長野県 | 特に公式には評価等を行っていないが、県の職員とは違う視点で、外部の会計の専門家による貴重な監査結果及び意見をいただいたと考えている。今後、これをより適正な行政運営に生かしたいと考えている。 |
| 岐阜県 | 企業会計の専門家として、主に経済性・効率性・有効性の観点から、幅広い指摘・意見をいただいたと評価している。 |
| 静岡県 | 監査の結果・意見については、関係する全ての部局が内容を真摯に受け止め、業務の改善等に取り組んでいる。 |
| 愛知県 | 専門の見地から、問題点・課題を明らかにしていただいた。 ボリュームある報告書で、結果・意見の背景を丁寧に記載するなど、読みやすく工夫していただいた。 |
| 三重県 | 県から損失保証等を受けている団体並びにそれらの執行実績を有する部局に対する監査であり、損失補償等のリスク管理等について各団体の実質的な財務内容等を踏まえての外部の専門性を生かした報告となっている。 |
| 滋賀県 | 包括外部監査人としての貴重な意見が提出された。 |
| 京都府 | 外部の専門家から、より効率的・効果的な事務の執行などを進める上での貴重な指摘をいただける大変有意義な監査であったと考える。 |
| 大阪府 | 監査結果を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じる。 |
| 兵庫県 | 事務手続きの合規性及び効率性について、公認会計士が有する財務に関する専門的な監査能力を十分に発揮した報告内容となっており、高度な専門的監査が実施できたと考える。 |
| 奈良県 | 外部の専門家の視点から、今後の補助事業事務や出資団体の財務事務の一層の適正化に資する有益な指摘等を頂いた。 |
| 和歌山県 | 試験研究機関に対する監査については、県監査委員による内部監査も定期的実施している状況ではあるが、包括外部監査人による外部の視点でチェックをすることにより、内部監査では見落としていた視点から行政事務を見直すことができた。今後は指摘いただいた内容を参考とし、適切な行政事務の実施に努めたいと考える。 |
| 鳥取県 | 道路用地の取得事務の明確化、用地取得後の維持・管理・処分の検討に繋がり、評価できる。 |
| 島根県 | 国の経済対策に伴い造成した基金については、国の政策・方針に基づき全額国庫を財源として設置され、執行されるものである。また、会計検査院の検査対象でもある。 |
| 岡山県 | 詳細な調査と専門的知識・経験から有意義な指摘、意見をいただいたところであるが、一部に見解の相違や説明不足による認識の違いが見られた。 |
| 広島県 | ①包括外部監査の執行及び成果の取りまとめが適正に行われたことを確認した。 ②多額の予算が執行される県の各研究機関を対象として、正確性、合規性、経済性、有効性等幅広い観点から監査が実施された。組織のあり方についても改善意見が付された。 ③報告書に対する法252条の38第4項の規定による監査委員の意見については、提出する必要がないものと判断し、これを行っていない。 |
| 山口県 | 包括外部監査人が自らの責任において、監査された結果であり、尊重すべきと考えている。 |
| 徳島県 | 外部の専門的な立場から、情報システム調達やシステム開発・改修・運用保守時の契約について重点的に監査がなされ、より効率的な運営や経費の削減といった観点からの指摘等があり、有益である。 |
| 香川県 | 本監査における指摘をきっかけとして毒劇物取扱事務について全庁的な統一が図られるなど、県の財産の適正管理に寄与したものと考える。 |
| 愛媛県 | 極めて厳しい財政状況の中にあって、専門家の見地から基金の管理について貴重な指摘を得られたので、今後の行財政運営に役立てたい。 |

| 都道府県名 | 評価の内容 |
|-------|--|
| 高知県 | <p><委託契約> 正確な事務の執行は、県庁が様々な事業を進めていくうえでの基本となるもの。これらの事務の適正を担保するために、随意契約や指名競争入札の理由等を明確化することなどの提言を受け、今後の契約事務の更なる適正化への取組につながった。</p> <p><損害賠償等審査会> 審査対象の明確化に向けた事務処理要綱の規定の整備の必要性や、要件ごとの検討内容を明確化するための様式の見直しなどの提案を受け、損害賠償等の審査における、より詳細な検討と正確な判断につながった。</p> |
| 福岡県 | 外部の専門家からの県行政にとって有益な指摘や意見として真摯に受け止める。 |
| 佐賀県 | 監査及び会計の専門家である公認会計士の専門的な知識に基づき、県の組織に属さないという立場を活かして、従来の慣行にとられない監査が行われており評価できる。 |
| 長崎県 | 財務の専門的知識を活かした監査が行われ、その結果報告については、外部の貴重な意見として受け止めている。 補助金等の財務事務の検証にあわせて県と特殊関係にある団体・組織に対する支出及び受給の面から問題点が再認識されたので、有効なものであったと考える。 |
| 熊本県 | 特段の評価は行っていないが、担当部局でしっかりと改善に向けて取り組んでいく。 |
| 大分県 | 会計検査の専門的見地からの専門家の観点から広範な分野にわたって実施された監査に基づく監査の結果及びそれに添えて提出された意見であり、補助金等執行事務の一層の適正化・効率化に資するものと評価し、業務改善の参考としている。 |
| 宮崎県 | 特になし |
| 鹿児島県 | 特になし |
| 沖縄県 | 雇用問題に対する取り組みについて 現状の「みんなでグッジョブ運動」の枠組みを「子どもの貧困」も踏まえた包括な取り組みに進化させる必要がある。 |

| 指定都市名 | 評価の内容 |
|-------|---|
| 札幌市 | 業務改善に有効な有意義な報告であったと考えている。 |
| 仙台市 | 公認会計士という外部の専門家による指摘事項、意見は貴重で有益なものと考えている。いただいた指摘事項や意見への対応については真摯に検討を行い、改革・改善を図っていきたい。 |
| さいたま市 | 公認会計士という専門的な知識による効率性、有効性、経済性の観点から指摘がなされ、また解決策についても具体的に示されており、今後の行財政運営に有効なものであった。 |
| 千葉市 | 公認会計士の専門的知識だけでなく、情報処理技術者を補助者として、IT関係について監査テーマとするなど、本市の電子市役所実現への方向性やIT化推進の状況を考慮し、有意義な監査を行っており評価できる。 |
| 横浜市 | 下水道事業全般にわたり、公認会計士という外部の視点で、様々な観点から監査を行ったことなどから、有意義なものと考えている。 |
| 川崎市 | 平成23年3月に発生した東日本大震災により、市民の生活に必要な不可欠なライフラインの重要性が改めて浮き彫りとなり、本市においては、上下水道局の地方公営企業としての経済性を最大限に発揮し、良質な水の安定供給及び良好な下水道環境の形成、さらには上下水道利用者へのサービスの向上を目的とした様々な取り組みを積極的に推進しているところであり、今後、監査の結果については、その内容を十分精査した上で、必要な措置を講じていく。 |

| 指定都市名 | 評価の内容 |
|-------|---|
| 相模原市 | リスクが高いと判断される部分に対して集中的に監査を実施するという基本的な考え方のもと、効果的・効率的な監査が実施された。また、消耗品の性質・区分、購入プロセス、購入時期など具体的かつ適確な監査要点の設定により、今後の事務執行の適正化や効率化に資することができるものと評価している。 |
| 新潟市 | 所管課の適切なチェック・事前評価・事後評価がなされていないのが問題であるとは、従来から感じていた。 IT推進課が所管課と意見交換を行い、そのうえで所管課が責任を持って実施し、IT推進課が最終的にチェックを行う体制が必要であると考えている。 |
| 静岡市 | 静岡市においても積極的に防災対策等に取り組んでいる中、重要なライフラインの一つである水道事業及び下水道事業をテーマとして取り上げ、市民目線に立って多岐にわたる内容について監査を実施し、指摘及び意見をいただいたことは、今後の事業において大変有意義であったと考えている。 |
| 浜松市 | 生活保護に関する事務の執行について、各区福祉事務所における事務処理の実態を丹念に調査取材され、適法性、公平性及び3E(有効性、効率性、経済性)の観点から、本市の実情を的確に把握した監査を実施された。 結果報告は、単なる問題点の指摘にとどまらず、適切な助言や具体的な提案も受けることができた。 |
| 名古屋市 | 長期保有土地については、課題として認識している。公社保有土地の買い戻し等を早急に進めているところである。いただいた意見を活用しながら、進めていきたい。 |
| 京都市 | 公営企業として、経済的で効率的な経営を確保するための、体制の確立や計画の策定等について、有益な意見が述べられたと考える。 |
| 大阪市 | 指摘を受け不備を確認した上で、是正することができ、今後の事務事業執行上、大変有意義なものであったと考えている。 |
| 堺市 | 行財政改革に資する有益な内容であったと評価している。 |
| 神戸市 | 民間企業における監査の経験を生かし、手続き、内容の両面にわたって企業会計的な視点をもって実施していただいております。コスト意識の徹底、ストック管理の重要性、経営の効率化への方策及び近年民間企業において重視されている内部統制やITセキュリティ確保等の観点からも有用な提言をいただいたと考えている。 |
| 岡山市 | 監査対象課へのヒアリングを頻繁に行い、また、実地踏査を行う等、正確な事実確認に努められており、結果、意見ともに的を得ているという印象を受けた。 |
| 広島市 | ①厳しい財政状況の中で、未収金や貸付金などの債権、出資金、基金など、財産の適正な管理はますます重要となってきた中で、今までの包括外部監査では、部分的にしか対象とされていなかった未収金等の財産全体を網羅的に対象とされており、適切で有意義なテーマ設定であったと評価している。 ②監査の結果については、厳しい財政状況の下、限られた財源を有効に活用し、効率的な行財政運営を行っていく必要がある中で、本市の債権や基金など財産管理の適正化等に資する公認会計士としての専門家の貴重な意見が得られたと考えている。 |
| 北九州市 | 具体的な指摘、意見がなされており、これを受けた該当部署においては、真摯に改善に取り組んでいると認められることから、取り組むに足る内容であり、有用なものであると考える。 また、監査の仕組みが異なる監査委員監査と包括外部監査が相乗効果によって監査の実効性を高めることができる内容であると評価している。 |
| 福岡市 | 本市の課題を的確に把握したうえで、法律の専門家としての豊富な知識を生かした監査結果報告がなされており、本市の事務改善に資すると思われる。 |

| 中核市名 | 評価の内容 |
|------|---|
| 函館市 | 外部監査として客観的に現状をとらえ、改善すべき点等として意見を付したものと考えている。 |

旭川市

外部の専門家からの意見・指摘であり、また、独立した立場としての見解であるため、有益なものがあったと考える。

| 中核市名 | 評価の内容 |
|------|--|
| 青森市 | 地方公営企業及び当該企業の外郭団体の事務執行・管理運営等について、専門的な見地から債権・財産管理や効率的な事業運営に対する指摘・意見がなされ、事務の適正な執行・改善を進めるにあたって有用であった。 |
| 盛岡市 | 透明性の向上や適法性の検証はもとより、公認会計士の視点から有効性、効率性、経済性にまで言及した監査結果等となっており、外部監査を導入した目的が果たされている。 |
| 秋田市 | 公認会計士の専門性が発揮された報告および意見であると評価している。 |
| 郡山市 | 歳入に関しての賦課、徴収、収納について、法令・規則に基づき、的確に検証されており、事務上の課題等について、専門的な見地から指摘・意見等が挙げられている。 |
| いわき市 | 震災の影響により、監査日程に制約があったもの、震災後のインフラ整備・復旧事業が、迅速性だけでなく、経済的合理性も有しているかについて、広範かつ詳細に検証されている。 |
| 宇都宮市 | 財務管理等に精通した視点からの指摘により、業務の効率化及び有効性等の向上に役立っている。 |
| 前橋市 | 市立小中学校及び幼稚園のあり方について、年少人口の減少傾向があり、老朽化対策と併せて小中学校の統廃合等は検討していかなければならない事項である。監査による客観的な意見を踏まえ、検討を進めていきたい。 |
| 高崎市 | 大変有意義な報告であったと認識している。 |
| 川越市 | 提出された、結果及び意見ともに行政の適正かつ効率的な運営のため必要不可欠なものであり、真摯に受け止めるとともに、改善に努めたい。 |
| 船橋市 | 公認会計士として、専門知識を活用した視点及び従来の慣行にとらわれない独立した立場からの監査が実施されており、内容を十分検討し、今後の行政運営に役立てていきたいと考えている。 |
| 柏市 | 適切に実施されている。 |
| 横須賀市 | 外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、各団体の事務の執行等について、外部の公認会計士の目から見た改善点等が提案されるなど、本市の事務の執行の適正化につながったものと評価している。 |
| 富山市 | 企業会計の専門家からの貴重な意見と考えている。 |
| 金沢市 | 報告及び意見については、外部の専門家からの指摘・意見であり、今後の病院事業及び消防事業の執行についての貴重な提言として受け止める。 |
| 長野市 | 地方公共団体等における消費税の計算等は様々な特例が認められており、その処理が複雑な仕組みとなっていることから、消費税の取扱いに関する経理等の事務が適正に執行されているかということは、大変重要な問題であるが、平成23年度の包括外部監査では、11の特別会計、5の企業会計、12の外郭団体について、消費税に関する事務処理全般について監査を実施していただき、特に①納税額が減少するもののうち2件によって10,444千円の節税が可能と試算されており、地方自治法第2条の「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことに繋がることが期待できる監査内容だった。 |
| 岐阜市 | 補助金等の執行について、公益性、合规性、経済性、効率性、有効性の観点から、外部の視点で指摘及び意見を受け、有益な監査報告であったと考える。 |
| 豊橋市 | 特になし |
| 岡崎市 | 今回が3年目の監査であったが、過去2年の経験を活かしたヒアリングや書類の分析を行っており、本市の内情を鑑みたよりきめの細かい監査が実施された。 |
| 豊田市 | 正当な報告及び意見であると考えている。 |

| 中核市名 | 評価の内容 |
|------|---|
| 大津市 | 昨年度の補助金関係の事務の執行状況に引き続き、歳出での大津市行政全般にわたる包括的なテーマである契約に関する執行状況について、専門的な知識を持って、多くの指摘事項と改善方策も具体的に記述がされており、契約事務の透明性の向上において、非常に有意義であったと考えている。 |
| 高槻市 | 監査の結果については、厳粛に受け止め、適切に対応します。 |
| 東大阪市 | 中小企業のまちである市の特徴を対象としたテーマを選定し、その施策についての検証を行っており、評価できるものである。しかしながら、監査の結果が少なく、意見が多い点は残念である。 |
| 姫路市 | 特になし。 |
| 尼崎市 | 今回の監査が、行政財産の効率的な管理、またそれらに係る適正な事務執行につながっており、有意義であったと考えている。 |
| 西宮市 | 意見の添付なし。 |
| 奈良市 | 市にとって公有財産の有効活用は財政面から重要な課題となっており、財務事務に豊富な知識と経験を有した公認会計士より貴重な報告及び意見が得られた。 |
| 和歌山市 | 公認会計士の専門的な知識を有する外部監査人として、効率性・経済性等の観点から適切な指摘・意見を頂き、有意義であると考えている。 |
| 倉敷市 | 外部の専門家からの視点又は第三者的な立場での視点による指摘や提言であり、有意義なもの考える。これを活用することにより、外郭団体における財務事務の適性化などの効果があると考え |
| 福山市 | 外部からの専門的な知識を有する者の視点で監査が行われ、適正な病院事業の管理運営の在り方について、助言・指導がなされた。 |
| 下関市 | 介護保険事業及び介護サービス事業について、主たる監査要点に基づき、調査され監査が行われている。 |
| 高松市 | 専門知識を生かした視点からの貴重な指摘や提言となっている。 |
| 松山市 | 専門的で、第三者的な立場での視点による提言であり、有意義あるいは適正かつ効率的な行政運営に資することができるもの考える。 |
| 高知市 | 事務の執行について、市全体の事務処理につながる指摘、提案があり有用なものであるもの考える。 |
| 久留米市 | 久留米市行政改革行動計画の中で、主な項目としている事務事業等について監査を実施され、各事業ごとに経済的効率的という視点で指摘等が行われ、有意義であった。 |
| 長崎市 | 近年の人口減少や少子高齢化の影響で、就学児童数が減少し、学校施設も余剰状態となっている中、その有効活用について、今後の施策に活かせるような非常に参考となる監査報告を受けたと考えている。 |
| 熊本市 | 専門的見地からの指摘、意見がなされ有益であった。 |
| 大分市 | 財務事務の執行上の誤り等についての指摘は的確なものであり、意見については、行政運営における事務の効率化や公平性の確保、さらには市民ニーズへの具体的な対応について、市の厳しい財政状況をも視野に入れた時宜を得た提言となっており、本市の今後の短中期的な事務改善の参考となる貴重なものであると評価している。 |
| 宮崎市 | 指定管理者の更新時期が迫っている中で、指摘や多くの意見をいただき、改めて運用状況を再確認でき、その効果や問題点等の検討を行う良い機会であった。 |
| 鹿児島市 | 教育委員会の事務事業の細部について、外部の目で見た的確な指摘・意見等が出されており、今後の事務事業や施設管理等の改善に大いに役立つもの考える。 |

| 市区町村名 | 評価の内容 |
|---------|---|
| 埼玉県所沢市 | 徴収事務に対し、全庁的観点から市行政を監査をしていただいた事により、効果があったと考えている。 |
| 東京都港区 | 保健福祉分野の業務の多くが随意契約であることが明確になり、競争性を導入するよう契約内容を検証する機会となった。 |
| 東京都江東区 | 改善すべきところは改善し、その他については、今後の事業運営の参考とした。 |
| 東京都大田区 | 区の諸施策の合規性・有効性・適切性・整合性の視点から問題点を改めて的確に指摘して頂き、区の業務改善に資する内容であった。 |
| 東京都荒川区 | 結果及び意見を受け、今後適正な管理や事務事業の効率化につなげていく。 |
| 東京都八王子市 | <p>環境問題の視点に立つ時、「環境負荷の低減」や「循環型社会の構築」などは重要課題と認識しており、また、市民の意識も高いことから、市でもごみ袋有料化や個別収集の開始など取組を進めていたところであり、非常に有益な監査となった。</p> <p>例えば、財産価値のあるごみ指定収集袋の在庫管理を適切かつ効率的に管理できる道筋を示していただいた。また、工事請負同様、業務委託においても設計書を作成し設計金額を積算することの必要性を提案していただいた。統一した様式によりノウハウを積み上げていくことが、適正な業務及び価格に対する分析や検証を可能にすることを示していただいた。</p> |
| 東京都町田市 | 監査の結果に関する報告及び意見は、専門的見地及び市の組織に属さない独立した立場から指摘されたものとなっており、今後の行政運営に向けた貴重な提言と受け止めている。 |
| 岐阜県瑞穂市 | 市の補助金交付要綱や、負担金、交付金の使途、事務の流れまで分析したもので、これに対する意見(指摘)・結果が述べられており、全体的な一律の監査結果でなく、それぞれの仕組みに応じた実情を鑑み、きめ細やかな監査報告になっている。 |
| 大阪府枚方市 | 外部有識者からなる本市包括外部監査人選考委員会において、包括外部監査人自らの経験や本市が置かれている状況を踏まえた上で、的確な分析が行われ、包括外部監査人自らの考えや意見を導き出しており、期待した役割を十分に果たしていると評価された。 |
| 大阪府八尾市 | 学校規模の適正化等に関する意見において、ハード整備にかかるコストの財政削減効果額が示されており、監査の内容に対して取り組むべき意義が見える形となっている。また、就学援助制度に関する結果・意見について、細部にわたり課題が明確にされ、見直しについて早期の取り組みが可能となった。 |
| 島根県出雲市 | 長年慣習的に実施してきた事務に対し、外部の視点からの指摘をいただいたことは、今後の事務改善や適正な予算執行に有益であると同時に、職員の意識改革にも繋がるものと評価している。 |

【表10】監査の結果に関する報告等に基づき措置を講じた場合の効果
 〈包括外部監査〉

| 都道府県名 | 平成22年度テーマ | 効果 |
|-------|--|---|
| 北海道 | 道税の賦課及び徴収事務について | 平成24年度に自動車二税に関する業務の全道集約を行い、事務処理の効率化が図られた。 |
| 青森県 | ①基金の管理と運用について ②平成11年度から平成15年度までの包括外部監査の指摘事項に対する県の措置状況及び現状について | 国の交付金を財源とする基金について、年間業務計画を作成し事務処理に遅延が生じないような管理体制を構築するなど、改善が図られた。 |
| 岩手県 | 「県出資法人(特例民法法人)の運営状況」及び「基金の管理及び運用」について | 平成22年度の監査結果に関する指摘事項については、法人評価項目の見直し、基金の廃止等の措置を講じている。なお、効果額等については具体的に把握していない。 |
| 宮城県 | 県有財産の有効利用について | ①未利用財産の処分において、柔軟な対応をして建物付きで土地を処分した。その結果、建物を解体する場合よりも早期に処分することができた。(平成23年度から平成25年度まで各1件) ②滞納家賃縮減対策等を検討するため平成23年9月に民間有識者で構成された「県営住宅滞納家賃等縮減推進委員会」を設置し、同年12月「県営住宅滞納家賃等の縮減に向けての提言」がなされた。この提言を受け「県営住宅滞納家賃等縮減推進の取組方針」を策定し、取組方針に基づくアクションプランにより明渡訴訟の拡大等さまざまな縮減対策を実施した。 その結果、平成22年度末は325,932千円となっていた収入未済額が平成24年度末では238,092千円となり、87,840千円の縮減となった。 ③重要物品の不用決定の検討基準が整備されていなかったため、新たに事務マニュアルに整理することとした。そのことにより売払い処分をする割合が増加し、歳入増に向けた取組みを促進することができた。(増加率 約10ポイント) |
| 秋田県 | 秋田県における補助金の執行事務について | ①交付基準が不明確との指摘多数であったことから補助金交付要綱における交付基準の明確化 ②補助対象となる旅費を実費相当分に変更する等の補助対象経費の見直し ③交付申請や実績報告受領、検査確認時におけるチェックの厳格化 |
| 山形県 | 県出資公社等の財務事務について | 財務諸表等の記載内容の改善など適正な会計処理を徹底するとともに、分収林契約における分収率の変更や債権回収の徹底などにより、県出資公社等の経営改善がはかられる。 |
| 福島県 | 県有財産の管理について | 県有財産台帳の記載内容を修正した。 |
| 茨城県 | 茨城県における都市計画事業土地区画整理事業(特別会計)に係る財務事務及び事務の執行について | ①年度ごとに工夫したテーマが選定され、財務の専門家の立場から、県行政にとって有益な指摘又は意見が出されている。 ②平成22年度までの指摘事項のうち、98パーセントについて措置を講じており、県の業務に関して一定の改善が図られている。 |
| 栃木県 | 経営管理部の財務に関する事務の執行等について | 指定管理施設の管理に係る収支状況の公表に当たっては、管理の収支の実態を表すよう所管課を通じチェックすることとした。 |
| 群馬県 | 県有資産の管理に関する事務の執行について | 総務部管財課に財産活用推進室を新設し、「群馬県県有財産活用基本方針」の策定や、「群馬県県有施設長寿命化指針」の策定を行うとともに、県有財産利活用推進会議を創設し、これらの計画を推進していくための体制を整えた。 |
| 埼玉県 | 公有財産(道路・橋梁を含む)が生み出す公共サービスの持続的提供のための管理・運営について | 「県保有の施設あるいは施設群について、維持管理の手法に応じた、中長期の修繕計画を策定する必要がある」という指摘を受け、平成25年度末までに中長期修繕計画を策定する予定である。 |

| 都道府県名 | 平成22年度テーマ | 効果 |
|-------|--|---|
| 千葉県 | 公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について | 公の施設に関する財務及び維持管理事務に関して、報告事項に措置を行ったことで事務の改善が図られた。なお、報告事項のうち台帳整備等の事務執行手法の改善に係るものは措置を行ったが、維持管理に係る報告は予算措置が必要なものであり、速やかな対応や具体的な効果額の算定は困難。 |
| 東京都 | 都立病院及び財団法人東京都保健医療公社病院の財務事務の執行と経営管理について | 都立病院にて一般会計からの繰入金投入の対象病院を集約する見直しを行い、平成23年度決算において実施した。 見直しにあたっては、当該医療を「行政的医療」とした趣旨や、医療の高度性や地域における重要性等により社会的役割を付与されている現状等を踏まえ、各病院ごとの役割を考慮し、繰入金を投入する病院を選別した。その結果、平成22年度決算を基にした影響額は、834,587千円の減額となった。 |
| 神奈川県 | ①下水道事業の財務に関する事務の執行について ②財団法人神奈川県下水道公社(財政的援助団体等) | 平成25年度現在、監査の結果6件のうち措置済みが5件、意見67件のうち対応済みが59件であり、適切に措置、対応することにより、効率的かつ合理的な事業予算の執行が図られている。 |
| 新潟県 | 環境保全に関する事務の執行について | 旅費の誤支給について、外部監査人から指摘を受け、誤支給額11,990円を返納を受けた |
| 富山県 | 大規模施設の財務事務及び経営管理について | ①指定管理者制度において、平成23年度から、指定期間を原則5年とするとともに、利用料金収入が見込額を超えた場合の県への返納の取扱いを原則として廃止し、指定管理者のインセンティブを高めた。 ②富山県総合運動公園において、平成24年度から新たに利用料金制を導入したところ、料金収入は前年同期比で116.5%となった。 ③太閤山ランドの芝・緑化施設委託やプール監視委託等の業務内容を見直し、前回の指定管理料と比べて単年度あたり23,141千円削減した。 |
| 石川県 | 産業振興に関する財務事務の執行及び事業の管理について | 補助金交付に掛かる審査について、一部審査内容が不明確なものが存在したため、審査項目の明確化と書類の追加等を行い、審査体制の強化が図られた。 |
| 福井県 | 農林水産部における財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について | 事務事業に必要な経費について、効率的な執行の徹底を図った。 |
| 山梨県 | 県立試験研究機関に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について | ①現品確認を実施し、平成22年9月に既に廃棄されていた備品を除くなど備品原簿の修正を行うとともに、火災共済についても是正を行い、掛金の適正化が図れた。 ②短期臨時職員の任用手続きが法律に則ったものとなるよう、平成23年4月1日付けで臨時職員取扱要綱を改正し、全所属に対して、短期臨時職員を採用する場合も任用決定通知書を交付し、勤務条件等を明示するよう指導の徹底化がされた。 |
| 長野県 | 指定管理者制度の導入と公の施設の管理運営 | 指定管理者制度に関するガイドラインを改定し、制度の改善等を図った。 |
| 岐阜県 | 県税の賦課・徴収事務について | 県税の賦課・徴収事務に関しては、書類の保管や課税判断等について各県税事務所間で統一的に対応するため、ガイドラインを策定したり、事例集の内容を充実させるなどの対応を実施したことにより、事務所間の公平性を確保することができた。また、税務事務情報管理システム等の管理運用業務マニュアルを制定し、システムの開発・保守に関する業務内容の明確化、正確な業務の引継ぎ、ノウハウの伝承、運用ルールの周知徹底に寄与している。 |

| 都道府県名 | 平成22年度テーマ | 効果 |
|-------|--|--|
| 静岡県 | 公の施設の管理運営及び指定管理者制度に関する事務の執行について | (主なもの) ①教育委員会所管施設において、これまで指定管理者の評価についてのルールがなかったため、平成23年度から学識経験者からなる指定管理者評価委員会を設置し、評価基準に基づいた業務評価を導入した。 ②浜松内陸コンテナ基地の指定管理者に対する評価委員会で「施設利用状況」と「外国貿易振興に関する業務」に関する評価が低かったことから、コンテナ基地PRパンフレットの作成、利便性向上のためのターミナル・ステイタス継続の要望活動、清水港の利用促進を図るための貿易懇談会及び物流視察会の開催協力等を実施した。 |
| 愛知県 | ①地域振興部交通対策課及び同課が所管する出資法人にかかる財務に関する事務の執行について～リコモ事業を中心として～ ②道路事業にかかる財務に関する事務の執行について | ①愛知高速交通㈱に係る経営安定化策について、県ホームページ上で、概要や会社の経営見通し、当初需要との乖離の状況等について情報提供するなど、従来以上に住民への説明責任を果たすことが可能となった。 ②道路の費用便益分析において、費用便益比が1を若干超えるようなもののみでなく、全ての事業を5年毎に再評価することで、従来以上に慎重に事業判断を行うことが可能となった。 |
| 三重県 | 研究開発機関の財務に関する事務の執行及び事業の管理 | 研究開発機関の財務に関する事務の執行及び事業の管理について6研究機関に監査が行われ、結果・意見として報告された備品の管理、毒劇物・薬品等の管理等について対応がされたことから、その後は適切な管理や事務処理が行われている。 |
| 滋賀県 | 滋賀県健康福祉部における障害者施策関連事業について | 補助金として支出する対象とすべきでない経費が含まれていたため、補助金の返還が行われた。(効果額 251,682円) |
| 京都府 | ①府営住宅・住宅関係施策の成果課題について ②使用料収入・手数料収入に関する事務の執行について | 資産の有効活用及び住宅困窮者への円滑な住宅供給の観点から、特定公共賃貸府営住宅を準公営住宅へ転換する条例上の規定整備を行うなどの効果があった。 |
| 大阪府 | 公債権を中心とした債権管理と府税賦課徴収事務について | 行財政改革を推進する上で、債権回収や債権管理の取組みにおいて活用することができた。 |
| 兵庫県 | 兵庫県社会福祉事業団にかかる財務事務の執行について | 財務管理の重要性を再認識し、指摘事項について改善措置を講じるとともに、事務職員に対し財務管理研修を行うなど、法令等に基づく経理事務の処理能力を育成している。 [主な改善点] ・退職給与引当金について、平成22年度から、必要引当額に不足が生じないように計上している。 ・備品管理について、平成23年度に『固定資産管理マニュアル』を策定し、適切な管理に努めている。 |
| 奈良県 | 情報システムに係る財務事務の執行について | 情報システムに関する専門的スキルを生かした監査により、職員のセキュリティ意識を向上させるとともに、個人認証、パスワードの強制変更やファイルサーバのあり方など、全庁的にセキュリティ対策の強化に取り組むことでITガバナンスの強化が図られた。 |
| 和歌山県 | 土地造成事業及び工業用水事業の財務事務及び事業の管理・運営状況について | ○措置を講じた内容 超過勤務手当に関する申請書の入力、チェック作業を1名の担当者が実施しており、上席者によるチェック・承認を受けていない状況であった。監査の指摘を受け上席者による確認作業を実施するよう改善した。 ○措置による効果 内部統制により、少数の人員であっても最低限の牽制機能を維持することによりチェック体制を構築することができた。 |

| 都道府県名 | 平成22年度テーマ | 効果 |
|-------|---|--|
| 鳥取県 | 農業に係る補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行 | ①補助金の過払い分(1000円)の返還を受けた。 ②補助金のよりの確な審査を行うことができるよう、実施状況報告書の内容を審査員へ報告するとともに、目標達成率が低いものについては、必要に応じて現地調査等を実施。 ③新規就農者に対する研修において、自己都合で研修を中止する場合は、定住準備交付金を受けた研修生に交付した転居経費については返還を求めることとした。等 |
| 島根県 | ヒューマンリソースの育成および評価並びにそれらの双方向性について | 人事評価制度の拡充と充実、職員の労働環境の改善、研修制度の活用の向上。 |
| 岡山県 | 岡山県備前県民局、同備中県民局及び同美作県民局が所管する行政の財務に関する事務の執行について | 岡山県備前県民局、同備中県民局及び同美作県民局が所管する行政の財務に関する事務の執行について、多角的な意見を頂いた。報告に対する措置については、一部実施済のものも含め、可能な限り措置されているものと認識しており、それを踏まえ、有効かつ効率的な事務の執行がなされている。 |
| 広島県 | 広島県の債権及び将来損失について | 県営住宅家賃、高等学校等奨学金及び放置自転車違反金等に係る債権について、支払に遅延があった場合の遅延損害金(違約金、延滞金)の徴収が条例により定められているにもかかわらず、請求(徴収)されていない状況が見られたが、監査の結果を受けて、徴収の強化、減免規定の創設、遅延損害金等の廃止等の対応が取られ、または検討された。 |
| 山口県 | 県の保有する金融資産の管理及びそれに関連する過去の包括外部監査結果に係る措置状況について | 平成22年度は、県の保有する金融資産の管理及びそれに関連する過去の包括外部監査結果に係る措置状況について監査が実施され、指摘104件、意見108件、合計212件が報告された。これらの内、指摘及び意見の合計141件について改善等の措置を講じた旨の報告及び71件について改善途中の旨の報告を行った。主な改善措置の内容は、下記の通り。 「担当者によって分納を認めるか否かや不履行となった際の対応が異なる。」→「事実上の分納の取組方針」を策定し、分納に関して統一的なルールで対応することとした。 |
| 徳島県 | 県税の賦課徴収事務について | 「軽油引取税の免税等の手続を見直し、報告書の形式や調査方法等をもっと充実させるべきである」との指摘を受け、報告書の形式、現場確認、個別の聞き取りによる調査方法等について再確認し、免税軽油の「用途外使用」等の発見に努めた結果、県税の賦課徴収について、より適正、また効率的かつ厳格な事務手続きにつながった。 |
| 香川県 | 香川県が出資等を行っている第三セクター等における財務に関する事務の執行及び経営に関する管理について | 団体のあり方について検討した結果、香川県ボランティア基金が廃止されるなどの効果があった。 |
| 愛媛県 | 包括外部監査結果に対する措置状況等の検証 債権管理、有価証券、公の施設及び事業の有効性、 指定管理者制度、出資法人等の人事給与制度 愛媛県の関連諸団体 県が事務局となる団体の事業内容及び収支の管理、 財務状態 | ”指定期間内の指定管理者の委託料を固定化すべき”との指摘に対し、議会等での意見も踏まえ、算定基礎における削減率をゼロとし、委託料が県の一方的な都合により減額されないよう配慮している。 |
| 高知県 | 県立病院の経営について | ①各病院で行われている運営会議や経営会議の運営について、各種会議の見直しを行い、制度化し、議事録を作成することにより、経営上の課題、討議内容等が明確化された。 ②固定資産管理については、所在の確認や除却処分等の台帳処理を行い、台帳と現物資産の整合が図られた。 ③診療報酬請求や固定資産の管理について、チェック体制を強化するなど適正な事務処理を行い、経営改善への取り組みにつながっている。 |

| 都道府県名 | 平成22年度テーマ | 効果 |
|-------|--|--|
| 福岡県 | 県債に関する事務の執行及び県の管理する土地・建物に関する財務事務の執行について(県の財政収支バランスをふまえて) | 合規性、経済性・効率性及び有効性の観点から受けた指摘や意見を、限られた財源の有効活用と適切な事業執行に反映している。 |
| 佐賀県 | 佐賀県の試験研究機関の財務事務及び経営管理について | 佐賀県の試験研究機関の経営について、本県産業の振興や県民生活の向上に寄与する研究課題を選定し、またその成果を佐賀県内の民間企業や生産者に普及させる努力を払い、より効率的・効果的な研究実施につながる。 |
| 長崎県 | 特別会計に関する事務の執行・事業の管理について | 小規模企業者等設備導入資金特別会計の繰越金について、貸付金の実績や今後の見込みを考慮した結果、平成23年度に国に2億円の償還、県一般会計に2億円の繰出を行った。 |
| 熊本県 | 商工観光労働部(商工振興関係)における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について | 特段の効果測定は行っていないが、指摘等に基づき、事務の合理化、適正化に取り組んでいる。 |
| 大分県 | 大分県における外郭団体の事業運営とこれに対するモニタリング及び統制 | 公社等外郭団体のあり方や出資の必要性を含めた県関与のあり方等の検証を行い、その結果、公社等外郭団体を5団体解散し(解散に伴う県への寄付金額186百万円)、その他、3団体から出資引き上げ(31百万円)を行った。 |
| 宮崎県 | 県立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について | 診療情報業務やカルテ庫業務などの排他的特別な業務と思われる随意契約については、経済性、透明性及び公平性の観点から、より競争性をもたせ た指名競争入札、一般競争入札を検討する必要があるとの意見を受け、これまで一者随契であった医療事務業務委託を全病院でプロポーザル方式に変更した。 |
| 鹿児島県 | 県の教育行政における財務事務の執行について | 教育委員会における旅費及び報償費の支払事務等の適正化が図られた。 |
| 沖縄県 | 過去の包括外部監査の措置状況について | 平成23年10月31日に「包括外部監査制度運用要領」を策定した。 |

| 指定都市名 | 平成22年度テーマ | 効果 |
|-------|---------------------------|---|
| 札幌市 | 高速電車事業及び軌道事業について | 報告等に基づき、又は参考として、高速電車・軌道事業の事務改善が図られている。 |
| 仙台市 | 公有財産に係る財務事務の執行及び管理の状況について | 市の公有財産である土地不法占拠の解消と公有財産の用途と会計上の所属が一致していない物件に関する所管換えが実施され、公有財産に係る財務事務の適正化が図られた。 |
| さいたま市 | 契約について | ①医療及び維持管理業務における工事完了後の検査に関する書類業務完了後に市が行う検査に関する書類が整備されていないという指摘があったため、その後、契約書に従って委託業者に対し、維持管理業務の年次報告書の提出を求めた。 ②福祉医療システム改修における業務成果物の受領についてシステム改良業務において、委託業者が行ったテスト結果の報告を成果物として求めるよう契約書に記載すべきとの指摘に対し、平成19年度包括外部監査での「請負契約における成果物の検収記録の詳細化」(意見)等も踏まえ、以降のシステム改修契約においては、テスト結果状況を成果物として仕様書に定義した。等 |
| 千葉市 | 外郭団体との契約等に関する財務事務の執行について | 平成22年度の監査の結果である「外郭団体との契約等に関する財務事務の執行について」は、外郭団体への職員派遣及び補助金等の支出の適正化や該当の外郭団体の契約に係る入札事務などについて措置が講じられ、事務の適正化が図られた。 |

| 指定都市名 | 平成22年度テーマ | 効果 |
|-------|--|---|
| 横浜市 | 市営住宅に関する財務事務の執行について | 市営住宅の新規入居者に係る保証金について、保証金徴収猶予申請書の記載内容の確認を徹底化することにより、審査が厳密化した。 |
| 川崎市 | 保育事業及び地域療育センターの管理運営に関する事務の執行 | 監査結果における指摘や意見を踏まえ、所管局において、事務事業の改善が進められ、また、効率的・効果的な業務執行体制の構築など行財政改革の取組への活用が図られてきている。 なお、平成22年度に係る監査の結果に関する報告及び意見への対応状況については、平成24年1月17日に監査委員に通知し、監査委員は当該通知に係る事項を同月24日に公表している。 |
| 相模原市 | 市税(市民税、固定資産税、その他)の事務の執行について | 土地の現地調査の実施について、政令指定都市移行にあわせ組織体制等を整理し、平成22年度に市街地以外の土地についても全筆調査を実施した。また、紙面台帳で管理していた延滞金については、平成22年度末に情報全件を電子台帳に登録するなど事務の効率化及び適正化を図った。 |
| 新潟市 | 新潟市が有する不動産に関する事務の執行について | 公有財産台帳の適正化を図るなど、公正な市政運営に貢献されたと評価している。 |
| 静岡市 | 市有財産の有効活用について～土地・建物を中心として～ | これまで市有財産の有効活用等に向けた取り組みを行ってきたが、対応は施設を所管する部署が別々に行っていた。 平成26年度から、市の保有資産を効率的に管理するために、専門部署を設置し、各施設所管局と連携して、公共資産の方向性案を決定していく予定であり、これにより、全庁横断的な対応が図られる。 |
| 浜松市 | 保育所事業の執行について | 保育所事務の執行における、事務マニュアルの整備など事務の一層の適正化及び、施設整備等による保育所の受け入れ定員を増やすなどの子育てをしやすい環境の整備への取り組みを後押しする効果をもたらした。 |
| 名古屋市 | 委託契約に関する財務事務の執行について | 1事例として、㈱ユーフィットとの締結している複数の契約には、複数搬送等に関する経費が織り込まれており、それらの中で配送ルートが重複している業務であるにも関わらず、異なる部局部課で同様の経費が計上されていたので、同様の業務内容の有無に関しては適時連絡を取り合い不必要な経費の支払いを抑えるよう対応する必要があるとの指摘に対し、指摘を受けた部局部課が連携し、委託業者との折衝の結果、1日あたりの配送費単価が引き下げられた。 |
| 京都市 | 産業観光局の財務に係る事務の執行及び経営に係る事業の管理について(関連する外郭団体を含む) | 各種手続のチェック体制等の強化が図られ、適正な事務執行が可能となった。 |
| 大阪市 | 大阪市一般会計及び特別会計(公営企業会計及び準公営企業会計を除く)の委託料に関する財務事務の執行について | 措置効果については、把握していない。 |
| 堺市 | 指定管理者制度の事務の執行及び公の施設の管理にかかる財務の執行 | 指定管理者制度導入施設における選定方法の見直しや、指定管理料の見直し等の改善を行った。 |
| 神戸市 | ①市の保有する建物に関する事務執行状況について ②公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について | 個別の指摘事項について、それぞれ改善措置を講じるか、改善策の検討を進めており、結果としてより一層の事務改善及び事務の効率化に繋がっていると考えている。 |
| 岡山市 | 水道事業の持続可能かつ効率的な運営のあり方について | 外郭団体1団体の解散 |

| 指定都市名 | 平成22年度テーマ | 効果 |
|-------|---|--|
| 広島市 | ①市有財産の有効活用について ②水道事業における事務の執行及び資産の管理について | ①市有財産の有効活用について 低利活用の庁舎の用途を廃止し、当該庁舎を解体し、敷地を公募により売却する等市有財産の有効活用が図られた。 ②水道事業における事務の執行及び資産の管理について 平成26年度の事業から見直された地方公営企業会計基準が適用されるため、この基準に基づき事務が適正に行われるよう所要の準備を進めていくこととなった。 |
| 北九州市 | 市税の賦課・徴収事務について | ①納付誓約の決裁において、全ての事案について簡易納付能力調査表を作成、もしくはその代替資料を徴求することを(職員)に周知し、改善を図った。 ②滞納整理事務において、専門家・専門チームを納税課の特別滞納調査係に配置し、特に高額滞納等の重要案件に対応するものとした。 |
| 福岡市 | 市営住宅事業の運営管理について | 市営住宅事業における、連帯保証人の認定に関する例外処理事務について、適切な権限者の承認を得て決裁書等の書面で保存する必要があるとの指摘に対し、事務処理方法を定めるなど、事務改善に効果がみられた。 |

| 中核市名 | 平成22年度テーマ | 効果 |
|------|--|--|
| 函館市 | 教育委員会の事務の執行について | ①奨学金や入学準備金等の貸与において、規則を改正し連帯保証人の納税証明書の提出を義務付けた。 ②放課後児童健全育成事業(開設準備補助事業)において、補助対象外である整地・外構整備に係る費用のうち、入所児童の安全上必要と認められるものについては、補助対象として要綱に明記した。 |
| 旭川市 | 消防事業に関する事務の執行について | 各指摘事項の措置により、関連業務の適正化が図られている。 なお、指摘事項に基づく改善は大小多岐にわたるため、効果額等を明確に把握することは困難である。 |
| 青森市 | 自動車運送事業および青森市交通事業振興株式会社の財務に関する事務の執行ならびに事業の管理について | 地方公営企業及び当該企業の外郭団体の事務執行・管理運営等について、公認会計士としての専門的知見から指摘・意見をいただき、債権などの財産管理や契約管理及び労務管理等の適正化が図られた。 |
| 盛岡市 | 清掃事業に関する事務の執行等について | ①盛岡市ごみ減量推進基金の積立額について ごみ減量推進基金を引き継いだ「盛岡市地球温暖化対策実行計画推進基金」における実施要領により運用規定を定め、適正な運用を図ることができた。 ②旧清掃工場施設の解体の必要性について 旧三ツ割清掃工場を23年度に閉鎖し、他の未利用施設の解体を含めた廃棄物処理施設全般の資産管理計画の策定に着手することができた。 |
| 秋田市 | ①インフラ資産で将来の更新計画が市の財政状況に影響を与える、道路・橋りょう等の維持管理及び改良工事並びにそれらの財務管理に係る事務の執行について ②市が財政的援助を与え、または出資している団体の出納その他の事務の執行及び秋田市民交流プラザ管理室の財務に関する事務の執行について(主に市の行政改革等と公益法人制度改革への取り組みの観点から) | 効果を定量的に表すことは困難であるが、適正な事務執行等に関する職員への意識啓発などの定性的な効果も大きいものとする。 |
| 郡山市 | 公有財産にかかわる財務に関する事務の執行について | 公有財産台帳漏れの解消や所管換すべき財産の管理等、公有財産管理の適正化が図られた。 |
| いわき市 | 保健福祉部及び教育委員会事務局が実施する事業について | 介護保険料徴収体制の見直しにより、管理体制の強化が図られた。 (震災の影響等により、収納率の向上にはつながっていない) |

| 中核市名 | 平成22年度テーマ | 効果 |
|------|---|--|
| 宇都宮市 | <p>前期テーマ 「道路・橋りょう事業並びに河川事業に関する事務の執行及び事業の管理について」</p> <p>後期テーマ 「観光と交流に関する事業の事務の執行及び事業の管理について」</p> | <p>【措置内容】 工事請負契約において、契約金額の変更があった場合の契約保証金額の変更の可否をチェックする仕組みを構築した。</p> <p>【効果】 より効率的、適正な事務処理が可能になった。</p> <p>【措置内容】 利用料金制度を導入していない、明治時代の豪商の姿を今日に伝え、平成12年度に国の重要文化財に指定された文化財施設において、指定管理者制度による効率性の評価のため、「指定管理者による施設の管理運営評価票」において、使用料収入の記載欄を設けた。</p> <p>【効果】 指定管理者制度の導入効果の多角的な検証ができるようになった。等</p> |
| 前橋市 | 公有資産の管理及び有効活用について | 市有施設の老朽化対策の意見を踏まえ、市有施設のあり方を組織的に検討し、前橋市公共施設白書を作成し、私有財産の利活用について方針を策定するなど、ファンリティマネジメント推進の検討を進めている。また前工団、土地開発公社についても所有地や造成地といった財産の積極的な分譲に努め、平成26年3月末には組織の解散を行い、債務の整理を行うこととなった。 |
| 川越市 | 川越市の小中学校、図書館に係る財務に関する事務の執行について | 具体例の一つとして、図書館において、保守契約の業務委託の見直しを行い、年間約80万円の経費削減が行われた。 |
| 船橋市 | 国民健康保険事業、介護保険事業及び母子寡婦福祉資金貸付事業の各特別会計に係る財務に関する事務の執行について | 国民健康保険事業、介護保険事業及び母子寡婦福祉資金貸付事業に係る事務の執行が関連法令等に従い処理されており、経済性・効率性等を考慮して実施されている。 |
| 柏市 | <p>①下水道事業の財務に関する事務の執行</p> <p>②保健福祉部(高齢者支援課及び保健福祉総務課)の補助金に係る財務に関する事務の執行</p> | 監査の結果に基づき、下水道事業の財務に関する事務の執行及び保健福祉部(高齢者支援課及び保健福祉総務課)の補助金に係る財務に関する事務の執行について適切な措置を講じた結果、事務の効率化を図ることができた。 |
| 横須賀市 | 一般廃棄物処理事業に係る財務事務の執行 | ごみ収集車に関わる車両キーの管理方法の問題点が指摘されたが、保管方法・施錠方法が見直され改善されたものなどがあった。 |
| 富山市 | 消防事業の財務事務の執行及び管理について | 消防局及び消防署各庁舎に設置された自動販売機について、行政財産の目的外使用の許可、及び使用料を減免してきたが、減免理由が適切でなかったため、減免せずに使用料を徴収することとした。 |
| 金沢市 | 人件費に関する事務の執行について | 指摘・意見に沿った見直しを行い、指摘事項4件に対し2件、意見19件に対し15件措置済である。個別事項としては、変則勤務手当の支給においては、県、他都市の支給状況を踏まえ減額をしたり、料金等徴収手当の検討については、現場での集金業務従事者に支給していた手当を廃止とした。 |
| 長野市 | 契約手続(物品の購入、工事の請負、業務の委託)について | 『契約手続(物品の購入、工事の請負、業務の委託)について』をテーマとした監査の結果に関する報告等に基づき措置を講じ、事務処理の適正化及び効率化等が図られた。 |
| 岐阜市 | 支出に関する事務の執行について | 不適正な事務処理につながることをないように、各種通知や研修を行い、職員に対して周知徹底を行った。また、監査結果を受けて、事務の見直しが行われた。 |
| 豊橋市 | 出資団体の財務に関する事務の執行 | 切手等の管理について、切手管理台帳等の様式の適正化を図り、金庫等に収納し、期末の未使用分については貯蔵品として資産計上した。 |
| 岡崎市 | 市営住宅の事務の執行について | 市営住宅の入居者のうち収入超過者及び高額所得者へ、通知と共に具体的に「他の公的資金による住宅」である特定公共賃貸住宅への入居を案内する等、多くの対象者が住宅の明け渡しを行う契機となった。 |

| | | |
|-------------|---|---|
| 豊田市 | 不動産を中心とした財産の管理及び運用について | 監査の結果を受けて、テーマとなった事務が適法かつ適正に進行管理され実施されているかを再度見直す機会となり、所管課及び全庁にてそれらの事務の適正化及び効率化が図られた。 |
| 中核市名 | 平成22年度テーマ | 効果 |
| 大津市 | ①負担金、補助金及び交付金の財務事務の執行等について ②大津市民病院の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について | 大津市補助制度適正化方針を定め、これに基づき、全庁的なヒアリングを実施し、その根拠となる要綱、基準等の明確化を図ることで、補助制度の透明化の推進に取り組んでいる。 |
| 高槻市 | 債権の管理に関する事務の執行について | (監査結果) 訪問による督促など、これまで実施してこなかった督促方法が望まれる。また、当初の返還計画書が破綻している状況下では、現在の債務者の生活状況も踏まえたうえでの新たな返還計画書の作成も検討することが望ましい。 (講じた措置) 平成23年3月18日に提出された新たな返還計画書にしたがい、平成23年6月分及び9月分はそれぞれ20,000円、12月分及び平成24年3月分は、それぞれ45,328円が返還され、全額の返還が完了した。 (効果) 85,328円 |
| 東大阪市 | 未収金にかかる財務事務の執行について | 各指摘事項の措置により、未収金に係る財務事務については、適正化・効率化が図られている。 (平成24年12月末現在) 結果及び意見106件中、措置済28件、一部措置済み28件 |
| 姫路市 | 水道事業に関する事務等の執行について | 指摘のあった、建設仮勘定に計上されている4つの委託事業について、事業計画の変更や中止などに伴い、資産性がなくなったものと考えられるため、22年度に費用化した。(合計24,667,645円) |
| 尼崎市 | 普通財産及び借受財産の管理等に係る財務事務について | 公有財産の有効活用について、道路整備用地の代替地、住宅敷地等の早期売却など、着実に推進できたとともに、合規性等の観点から、財産管理において基本ともいえる公有財産台帳の整備など、公有財産の適正な管理についての重要性を再認識し、事務処理の更なる適正化に努めるという意識の向上にもつながった。 なお、経費的な効果としては、公有財産の売却などで約3億7千万円の不動産売払収入があった。 |
| 西宮市 | 債権管理事務について | 国民健康保険料の戸別徴収は早期に廃棄する方向で見直すべきという指摘をいただき、早々に対策を講じた。口座振替やコンビニエンスストアでの収納を可能とするなど、118件あった戸別徴収世帯を85件とし、33件の解消を図った。 |
| 奈良市 | 市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について | ①市民税の申告漏れ調査として、未申告者を対象に自主申告を促すとともに、未申告者の所得の適正な把握に努め、対応状況については調査カードに顛末を記録している。 ②職員定数の適正化を図ることとしている状況下においても、税務職員に関しては再任用職員や臨時職員の配置を行いながら職員数の確保に努めている。 |
| 和歌山市 | 和歌山市の債権、貸付金等の管理に関する財務事務の執行について | 95件の指摘及び意見のうち、84件は平成23年9月30日までに、残りの11件については平成24年6月1日までに、それぞれ措置が完了した。 滞納に対する債権管理手続きについては、他部署との連携を図り滞納状況等を情報共有することや重複滞納案件は一つの部署に債権管理事務を集約するなど、事務の効率化を図った。 |
| 倉敷市 | ①環境・ごみ・清掃に関する事務の執行について ②消防事業に関する事務の執行について | 環境及び消防に関する事務について、財務に関する事務の適正化が図られた。効果額等は、把握していない。 |

| | | |
|-------------|--|---|
| 福山市 | 情報システムにかかわる財務事務の執行および管理について | 福山市情報セキュリティ実施手順について、各種研修会で研修内容を充実するとともに、周知徹底に努めた結果、職員の理解度が約10ポイント向上した。 |
| 下関市 | 水道事業の財務事務の執行と経営に係る事業の管理について | 水道事業における財務事務の適正な事務執行につながった。 |
| 中核市名 | 平成22年度テーマ | 効果 |
| 高松市 | 高松市文化芸術ホールの管理運営及び財団法人高松市文化芸術財団に係る出納その他の事務の執行について | 「高松市文化芸術ホールの管理運営及び財団法人高松市文化芸術財団に係る出納その他の事務の執行について」および「高松第一高等学校の財務に関する事務の執行及び事業の管理について」に関する監査結果に対し、スポーツ施設の修繕や廃棄等の措置を講じた結果、事務の合理化および適正化を図ることができた。 |
| 松山市 | 公有財産及び物品の管理運営に関する事務の執行について | 公有財産や物品の管理の改善に関することであつたため、適正な管理や見直しなどの点で改善効果が出ている。 |
| 高知市 | 委託料にかかる財務に関する事務の執行について | 随意契約における予定価格調書の作成や検査調書の作成、雇用類似と混同されるような委託契約の状況の解消、派遣職員の手当等の負担方法の変更、実費弁償方式によつている委託料等の消費税の再精算、随意契約理由の合理性の確保などについて、事務の適正化が図られた。 |
| 久留米市 | 特別会計における事務の執行及び事業の管理 | 監査の結果、事務の合理化及び適正化を図ることができた。 |
| 長崎市 | 長崎市及び長崎市土地開発公社が保有する土地について | 指摘事項 11件 ①土地取得の手続きが市有財産規則に準拠していない ②土地評価に係る鑑定評価の有効期限に関する定めがない ③土地取得に関する書類が保存されていない ④公有財産管理システム上のデータ管理が不適切 ⑤土地の適正な維持管理がなされていない ⑥使用貸借契約締結の決裁区分誤り ⑦契約保証金の不適切な免除扱い ⑧貸付料の不適切な減額措置 ⑨土地の売買代金の納付時期が不適切 措置済件数 11件 効果について 包括外部監査人の指摘とおり、改善されている。 指摘内容について、検討、改善することによって、より効率性、経済性を図ることができた。 監査結果報告書に添えて提出された意見の中で、土地開発公社のあり方について、近年、用地取得をほとんど行っていない長崎市土地開発公社は存在意義を失っており、組織が存続している間は事務管理コストが発生するため、速やかに解散することが望ましいという意見が付された。その結果、平成25年3月31日をもって解散することとなった。 |
| 熊本市 | 熊本市教育委員会及びその関連財団等の財務に関する事務の執行について | 会計間を越えた人事異動に伴う時間外勤務手当での不当な負担の振替について受けた指摘事項に対し、平成23年4月1日より前所属での会計での負担する措置を行った。 これにより、各会計での適切な財務処理が行われることとなった。 |
| 大分市 | 保健所行政について | 保健所行政について外部監査を受け、措置を講じた結果、類似の業務委託について一括して発注することにより効率化が図られたほか、必要性に乏しい業務については廃止した。 |
| 宮崎市 | 公有財産の管理(市営住宅の管理、未利用地の管理、普通財産(不動産)の貸付け事務の執行)について | ①市営住宅入居者の敷金に管理について、平成24年9月に「市営住宅等基金条例を制定し、敷金額と現預金高が照合できるよう見直しを図った。また、敷金を基金に積み立てることにより運用益を図ることとした。 ②未利用地の売却を行い、投資資金の一部を回収した。(約1億円) |

| | | |
|------|-----------------|--|
| 鹿児島市 | 委託料に係る事務執行等について | <p>①長期継続契約について 本制度創設時の平成21年4月1日以降、経過措置としての一者随契が一部にあったが、新たな一者随契の長期継続契約が行われな いよう、あらためて規則の順守、徹底が図られた。</p> <p>②人件費の積算について 賞与の支給率、法定福利費の適用率、被服費の算定等について、 発注課の判断で行われていたが、契約課が調整等を行い、取扱い の統一化が図られた。 などの改善が図られた。</p> |
|------|-----------------|--|

| 市区町村名 | 平成22年度テーマ | 効果 |
|---------|---|--|
| 東京都港区 | 情報システムに関わる財務事務等の執行及び事業の管理について | 施設ごとに予約システムが異なるのは利用者にとって不便であり、区にとっては経済的に合理性を欠くという監査結果に対して、平成25年度に区有施設予約システムを導入し、利用者の利便性が向上した。 |
| 東京都江東区 | ①住宅施策に関する財務事務の執行について ②都市計画・まちづくり事業の事務の執行について | 区民住宅の使用料滞納者台帳を整備し、債権保全に向けた体制を整備した。 |
| 東京都大田区 | ①負債(債務負担行為を含む)の管理について ②人件費(福利厚生等を含む)について | 指摘事項について適切な措置を講じ、事務事業のより効率的・効果的な遂行が図られた。なお、効果額の算定は行っていない。 |
| 東京都世田谷区 | 区立小学校・中学校運営に関する財務事務の執行について | ①備品台帳の修正を順次おこなった。登録が必要となった場合の事実確認等を迅速に行うよう周知徹底するとともに、教育委員会事務局の事務処理を改善することとなった。 ②未登録となっていた物品の台帳登録を完了するとともに、再調査を行い、登録漏れがないことを確認した。 |
| 東京都荒川区 | ふれあい館の管理運営について | (報告)指定管理者の報告書と伝票類を照合したところ、金額の差異が生じた。また、区は検証作業や指導を行っていない。 (措置)新たに「決算書マトリックス表」を提出させ、法人として作成している決算書と区に提出する決算書を突合させ、正確な数値把握に努めるとともに、外部専門家による評価の際に必要な応じ現地調査を行うこととした。 |
| 東京都八王子市 | 一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について | 個人市民税の徴収事務について、個別の滞留債権への適切な処理や、分割納付制度の手続きのルール化等の意見を受けた。 この意見に対し、各案件について適切な対応を進めるとともに、手続きのマニュアルを作成するなど、統一した徴収手続きが継続して実施できるように整えた。 |
| 東京都町田市 | 施設の管理運営について－行政コストの実態と受益者負担のあり方－ | 外部監査の結果、意見を受けて、適正な契約・委託内容への見直しや、一般廃棄物会計基準の導入の検討が進められた。 |
| 岐阜県瑞穂市 | 公の施設の管理運営の在り方について | ①平成25年度から施設の使用料を見直した。使用料収入額で平成23年度約比20%の伸びを見込む(+4,500千円) ②備品管理の充実(マニュアル整備、不要物品の整理等) ③施設の整理(グラウンド、老人福祉センター浴室廃止) ④指定管理者制度導入 |
| 大阪府枚方市 | 公の施設の管理運営及び指定管理者の事務の執行について | 監査の結果等を踏まえ、物品台帳と物品現在高の照合や、使用料の減免対象者判定の厳格化、施設修繕情報の共有化、指定管理者に対する評価の明確等の措置を講じ、公の施設の管理運営や指定管理者の事務執行のより一層の適正化が図ることができた。 |
| 大阪府八尾市 | 歳入の執行事務について | 歳入執行事務全般についての監査となっており、監査の結果に関する報告等に基づき措置を講じるなかで、市が歳入確保にむけて取り組むべき事項や手続きの整理、税や手数料の見直しに等を行うことができました。また、手数料、使用料、減免申請等について、適正な書類の管理・整備、必要な管理規程等の作成、調査を実施する体制作りができた。 |